令和3年11月19日	資料
第3回　歯科口腔保健の推進に係る 歯周病対策ワーキンググループ	

自治体における歯周病対策等について

今後の歯周病対策に係る検討の方向性等

令和3年5月14日
第1回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2（改）

○　歯周病罹患状況及び自治体等における対策の状況を踏まえた今後の歯周病予防対策について

・歯周病の特性や歯周病罹患の現状を踏まえ、歯科健診（検診）や歯科保健指導の機会を増やすことについて、どのように考えるか。
・歯科健診（検診）のデータを用いた地域分析、地域間比較等が可能となるよう、歯科健診（検診）の質問項目や口腔内診査項目等の標準化や効果的な実施方法の周知（マニュアル策定等を含む。）について、どのように考えるか。
・歯科健診（検診）への受診率向上や要精密検査者の歯科医療機関への受診を促進するための具体的な取組をモデル的に提示し、自治体等への定着を図ることについて、国、都道府県、市町村の役割も踏まえ、どのように考えるか。
・ライフステージに応じた歯周病予防、地域・職域における歯周病予防を推進するため、それぞれの特性を踏まえた具体的な取組が自治体等に定着するための方策について、国、都道府県、市町村の役割も踏まえ、どのように考えるか。

○　次期基本的事項の策定に向けた検討について

・現行の基本的事項に示されている歯周病に係る指標、目標以外に新たに設定する指標等について、どのように考えるか。例えば、現行の歯周病に係る指標は、「40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少」等のアウトカム指標が設定されているが、アウトプット指標を設定する必要はないか。また、設定する場合には、どのような指標が適当と考えられるか。
・歯周病の健康格差の要因について、どのように考えるか。また、歯周病の健康格差に係る指標を新たに設定する場合には、どのような指標が考えられるか。

○　国民等に対する歯周病に関する情報の発信等について

・口腔の健康と全身の健康の関係等歯周病に係る情報について、国民等に対して、より分かりやすく情報発信を積極的に行っていくためには、どのような具体的な方法が考えられるか。
・自治体における歯周病対策の状況やその成果等を自治体や関係機関で共有し、各自治体の今後の取組の参考とするための情報収集及び提供について、自治体の負担も考慮し、どのような方法が考えられるか。

○　その他

上記以外に、追加すべき歯周病対策に係る検討項目として、どのようなものが考えられるか。

今回追加「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に示されている歯周病に係る目標の達成状況について

１．歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の歯周病関連項目に関する評価について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価について

○　歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき平成24年度に策定され、「歯科疾患の予防における目標・計画」、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画」、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画」、「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画」が設定されている。
- 平成30年度に中間評価を行い、令和4年度夏を目途に最終評価を取りまとめる予定であり、これから最終評価に向けた議論を開始するところ。

○　歯周病については、「歯科疾患の予防における目標・計画」の中で、目標値が設定されている。

○　歯周病関連の各項目は、歯科疾患実態調査と国民健康・栄養調査のデータを用いて評価を行うが、歯科疾患実態調査については、令和3年度の調査中止に伴い、最終評価は参考値を用いて検討を行う予定である。（参考値は、今年度中に収集予定。）

○　国民健康・栄養調査を用いる項目（20歳代）については、最終評価の実績値の評価には平成30年度の結果を用いることになっている。

本日は、現在、実績値が得られている「20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少」に関して検討を行う。

20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合

○　平成30年の20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合は、21.1%であり、中間評価時（平成26年）の27.1%より減少している。

【歯肉に炎症所見を有する者の割合】

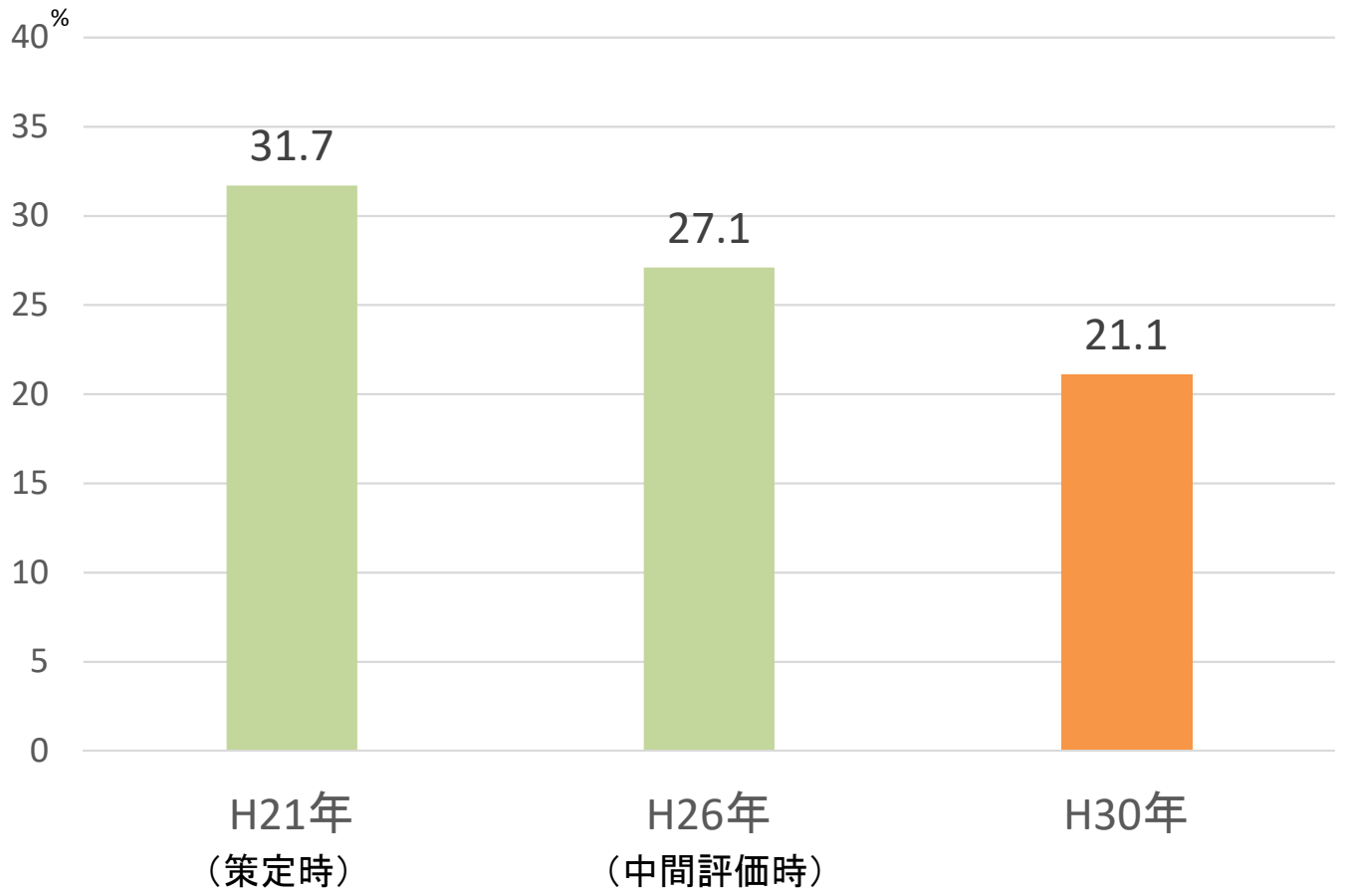

※歯肉に炎症所見を有する者：自記式調査票において、
「歯ぐきが腫れている」「歯をみがいた時に血がでる」のいずれかに「はい」と回答した者

（出典：国民健康・栄養調査）

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯周病関連項目）の実績値

○　20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合は、直近の実績値において21.1%であり、最終評価の目標値25%を下回る結果となっている。

【歯科疾患の予防における目標・計画】

項目	策定時（H24年度）現状値	中間評価時（H30年度）実績値	直近実績値	目標値（R4年度）
〈学齢期〉				
中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%（H17年）※	19.8%（H28年）※		20%（R4年度）
〈成人期〉				
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%（H21年）国民健康・栄養調査	27.1%（H26年）国民健康・栄養調査	21.1%(H30年）国民健康・栄養調査	25%（R4年度）
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%（H17年）※	44.7%（H28年）※		25%（R4年度）
〈高齢期〉				
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%（H17年）※	62.0%（H28年）※		45%（R4年度）

※歯科疾患実態調査

歯肉に所見を有する者の状況

○　歯科疾患実態調査における「歯肉に所見を有する者の割合」は、平成17年～平成28年で各年代とも減少傾向にある。

○　20歳代では、前半・後半ともに平成17年で約75%、平成23年で約70%であったが、平成28年では約60%に減少している。

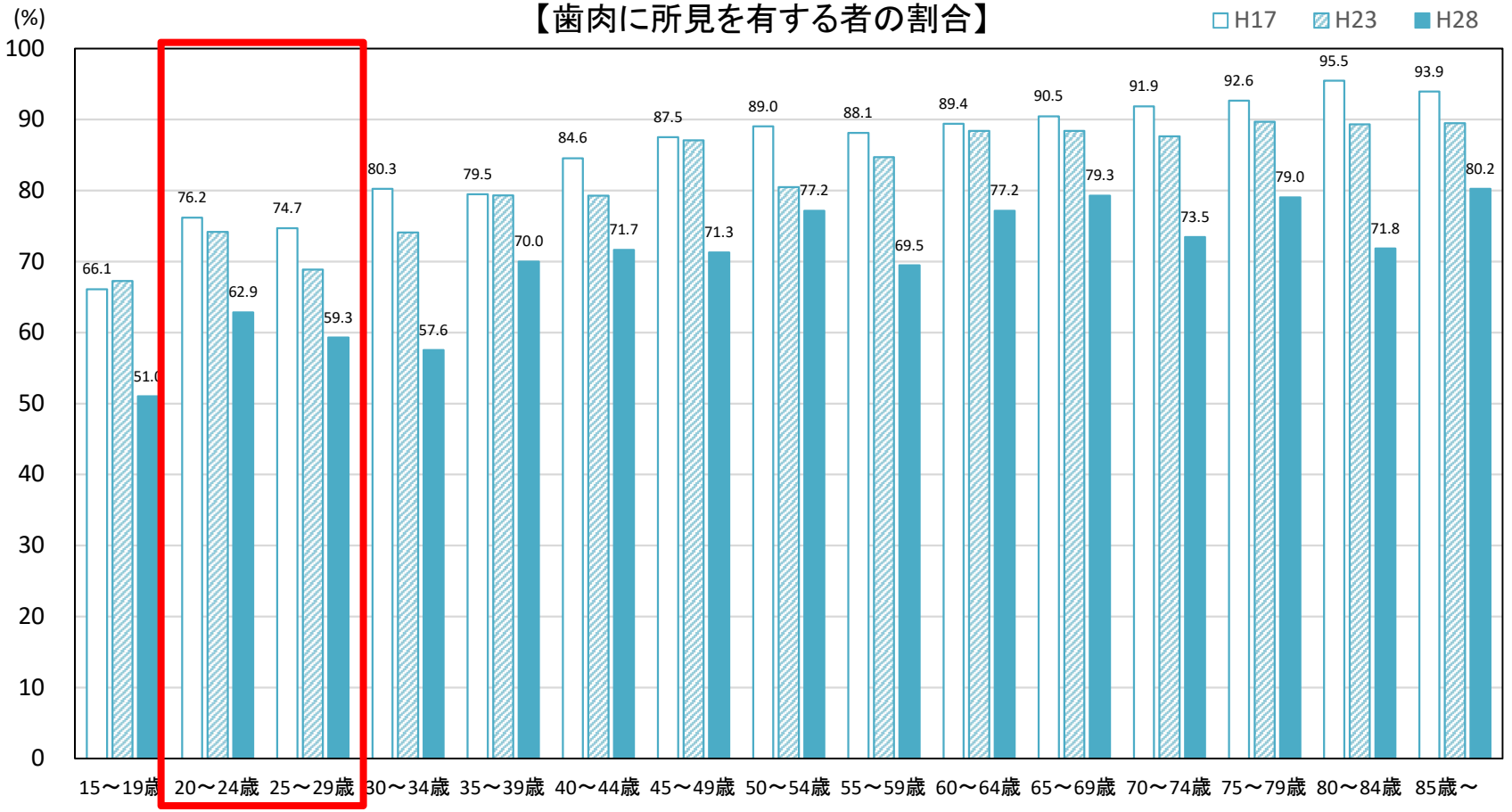

※歯肉に所見を有する者：歯科医師による口腔内診査において、歯周病検査後の出血、歯石の沈着、歯周ポケットが4mm以上の者（対象歯のない者を含まない場合））

（出典：歯科疾患実態調査）

20歳代の歯肉出血を有する者の状況

○　20歳代における歯肉出血を有する者の割合は、20歳代前半・後半ともに、平成28年では約8%であり、平成17年、平成23年と比較して減少している。

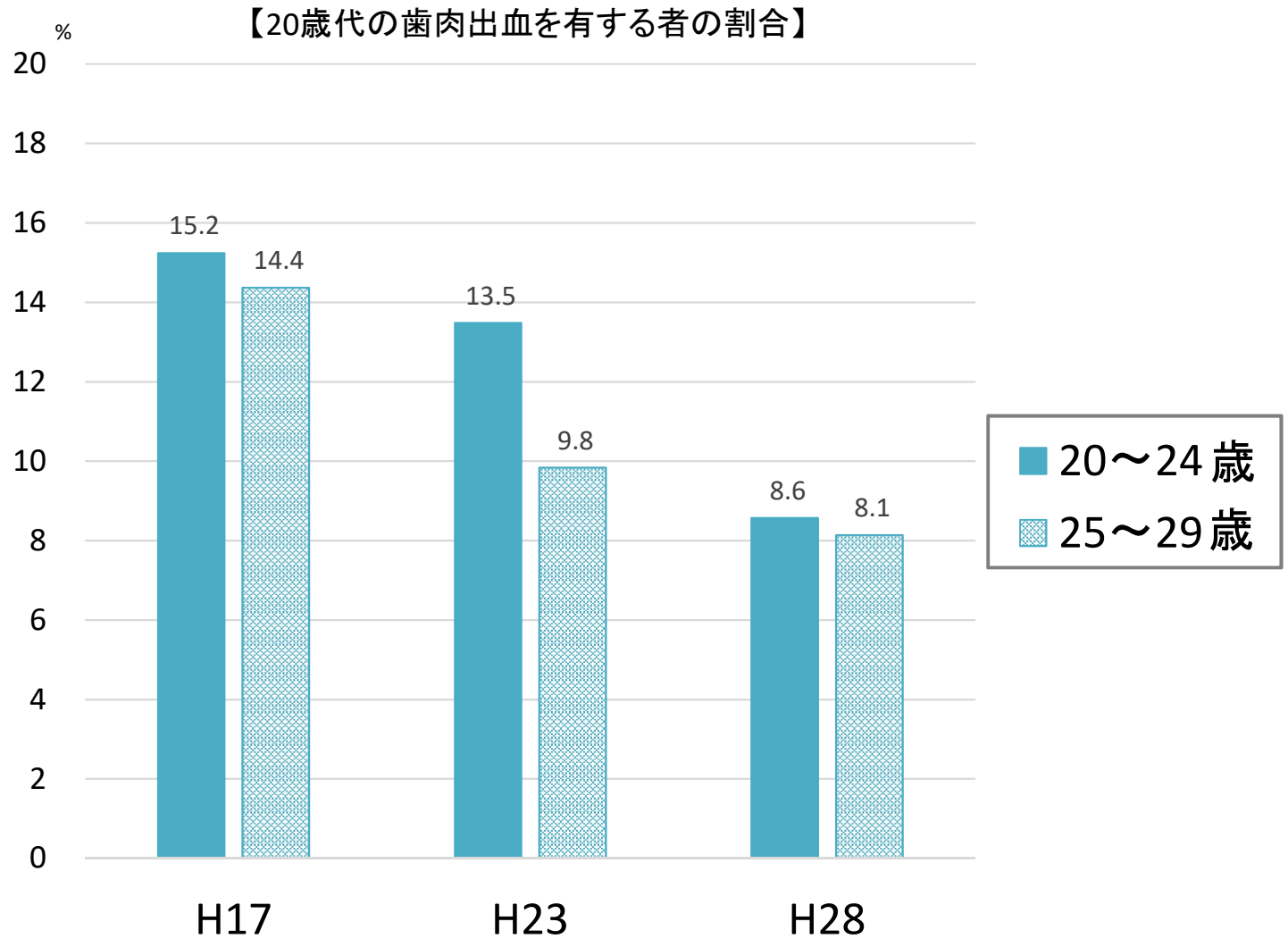

（出典：歯科疾患実態調査）

20歳代の歯磨きの状況

○　20歳代で毎日（1日1回以上）歯を磨いている者の割合は、平成17年から9割以上である。
○　歯磨きの回数は、1日に2回が最も多く平成28年で56.7%であるが、平成17年、平成23年と同程度であった。

【毎日（1日1回以上）歯をみがいてる者の割合】

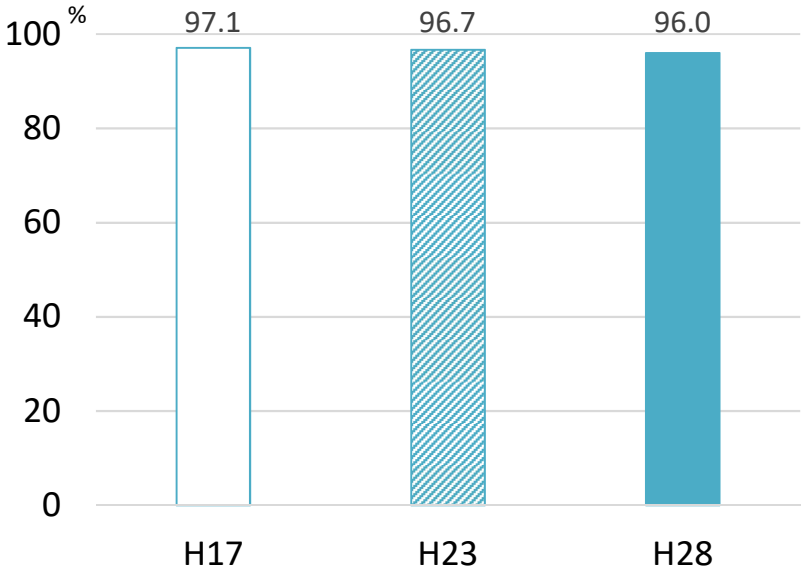

【20歳代の歯ブラシの使用状況】

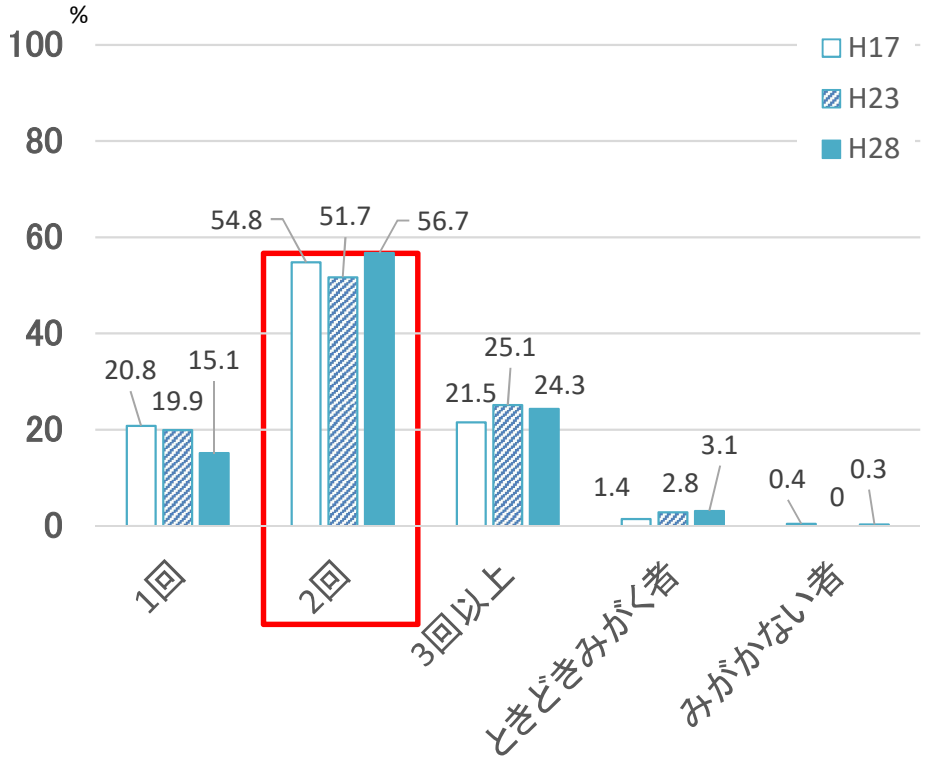

（出典：歯科疾患実態調査）

20歳代の歯や口の清掃状況

○　平成21年国民健康・栄養調査において、「デンタルフロス・糸（付）ようじ」を使用している者は約14%であった。

○　平成28年歯科疾患実態調査において、「デンタルフロスや歯間ブラシを使って、歯と歯の間を清掃している」者は、20～24歳が約20%、25～29歳が約30%であった。

【平成21年：歯間清掃用具の使用状況（20歳代）】

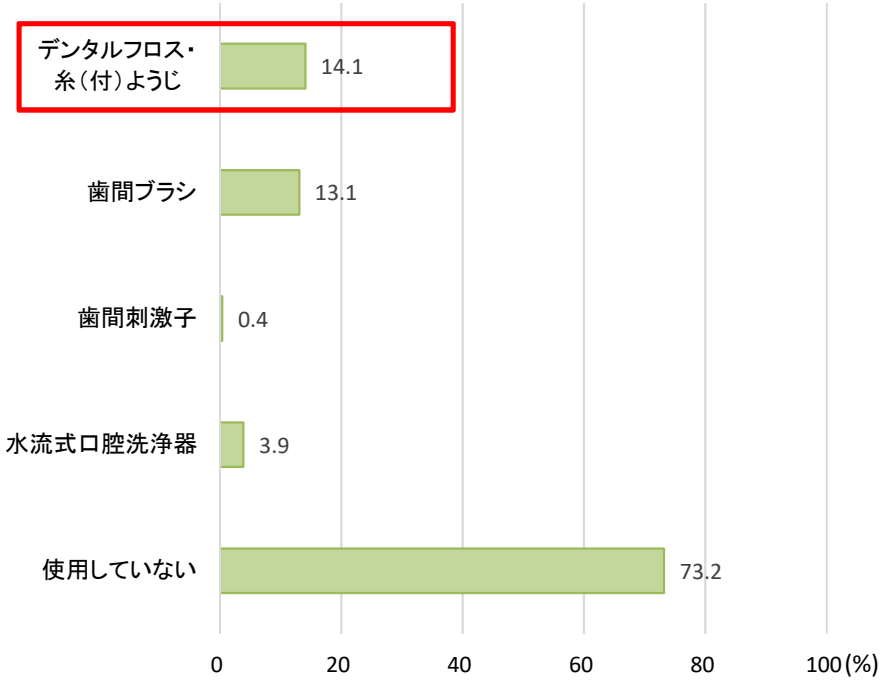

（出典：平成21年国民健康・栄養調査）

【平成28年：歯間清掃用具の使用状況（20歳代）】

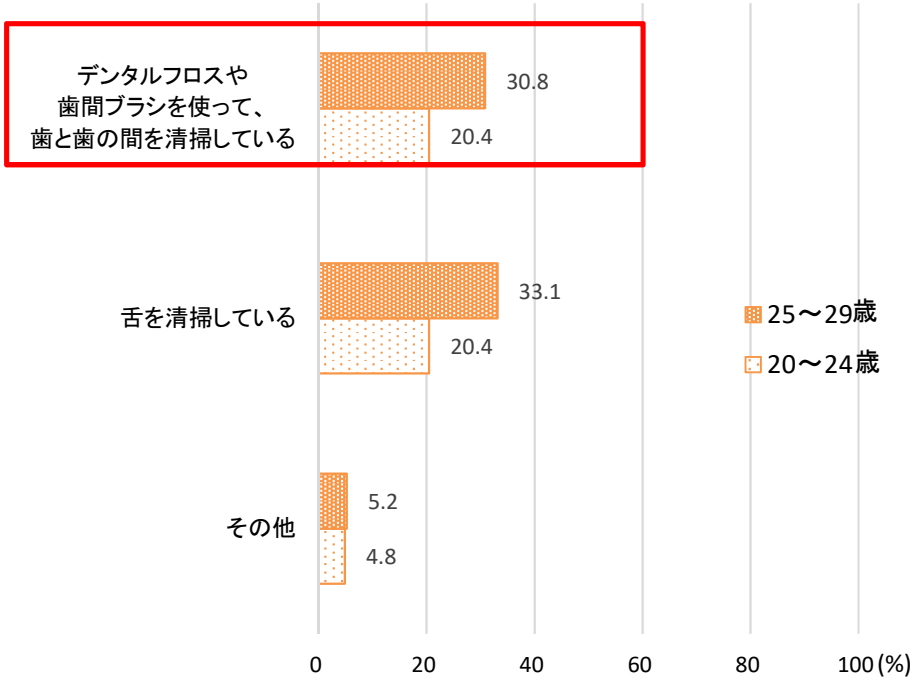

（出典：平成28年歯科疾患実態調査）

（参考）　歯磨剤等の出荷状況

【国内における歯磨の出荷実績】

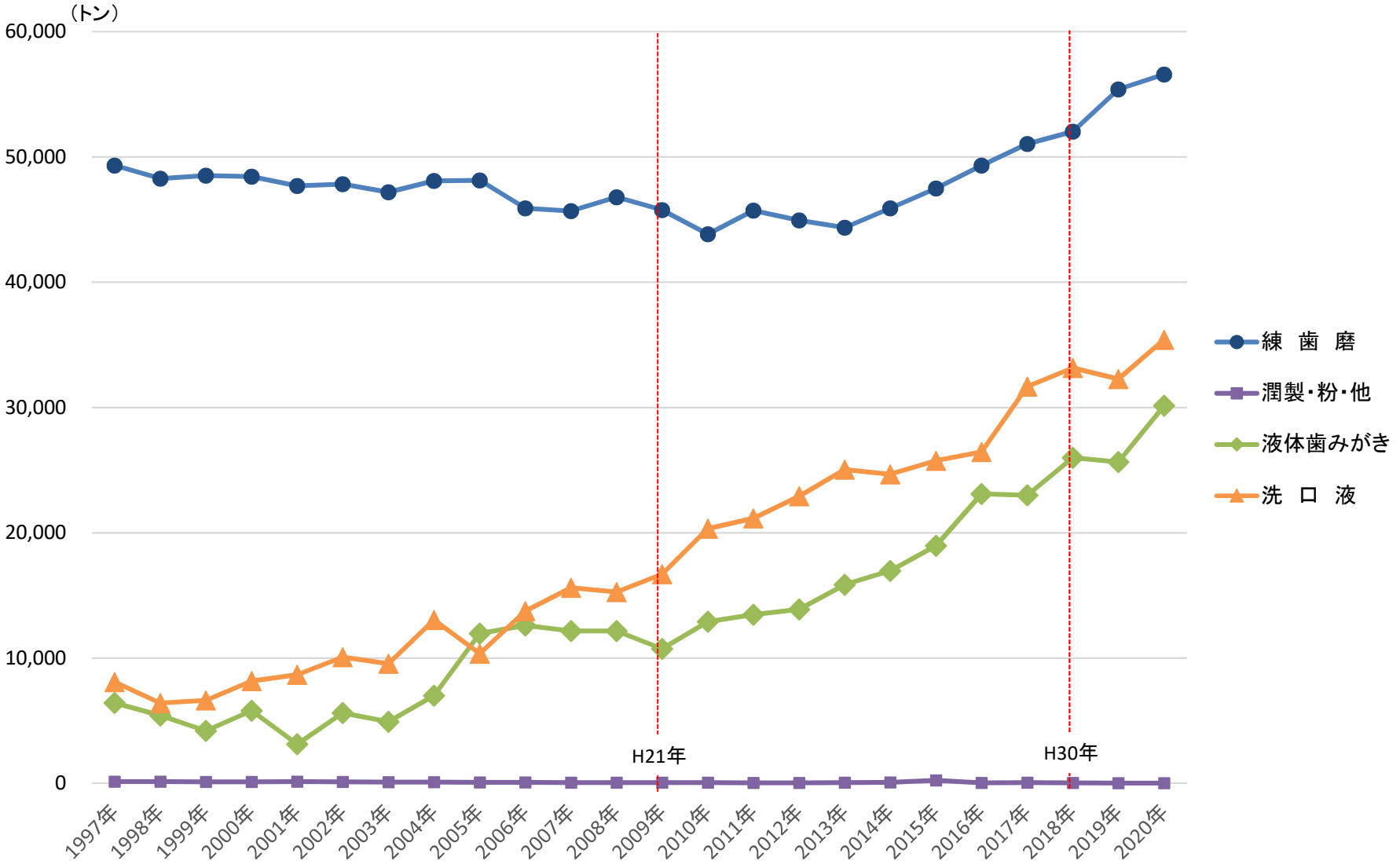

※日本歯磨工業会会員社の報告データ（途中、会員社の一部入れ替わりあり）

（出典：日本歯磨工業会調べ）

20歳代の歯科検診の状況

○　20歳代で過去１年間に歯科検診を受診した者は、平成28年で43.3%であり、平成21年の29.4%、平成24年の37.7%から年々増加している。

【過去1年間に歯科検診を受診した者の割合（20歳代）】

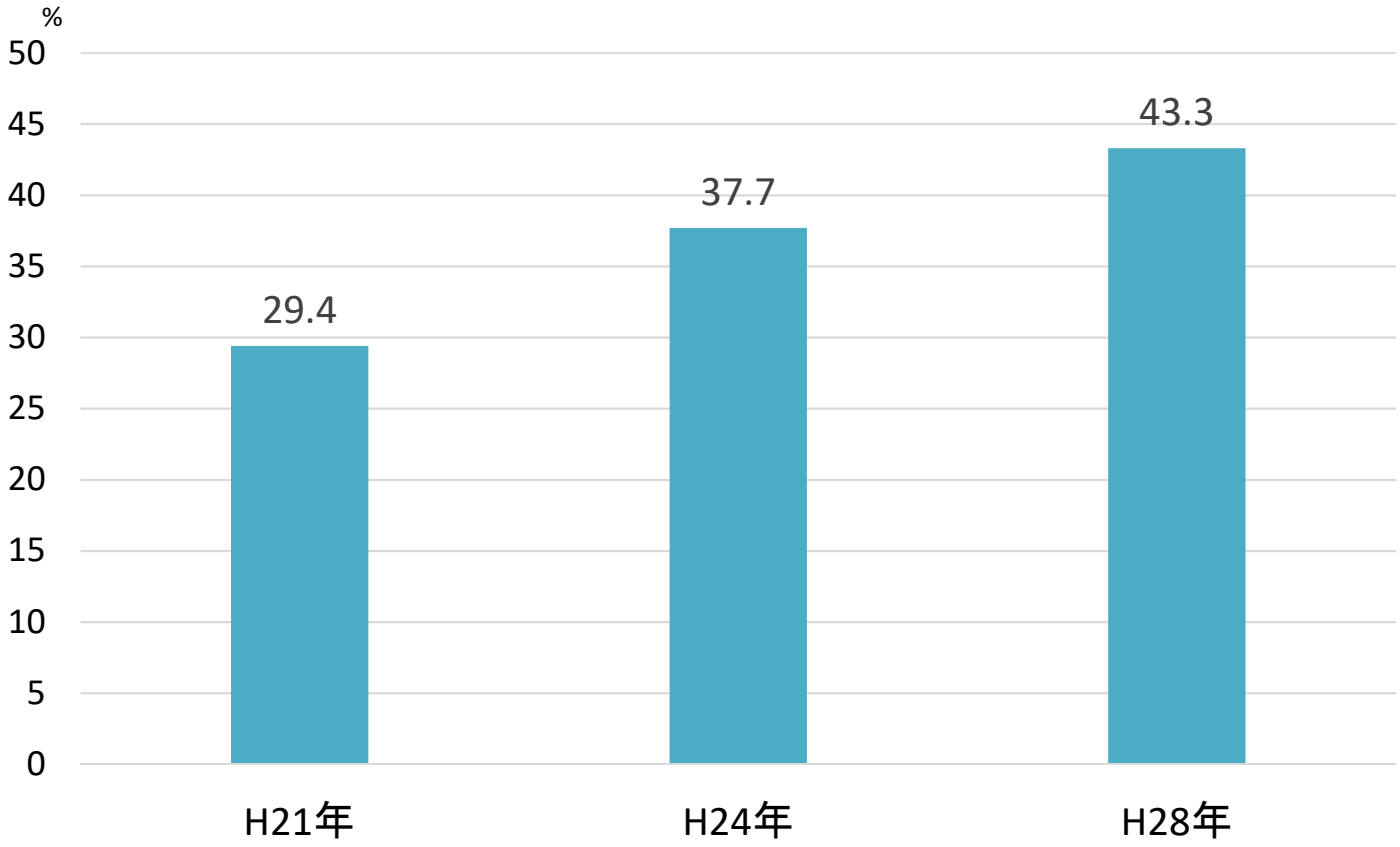

※過去1年間に歯科検診を受診した者：自記式調査票において、「あなたはこの１年間に、歯科検診をうけましたか。」という質問に「受けた」と回答した者

（出典：国民健康・栄養調査）

論　点①

現状

（「20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少」の目標値について）

- 平成30年度国民健康・栄養調査において、「20歳代における歯肉に炎症所見を有する者」の割合は21.1%であり、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の令和4年度の目標値を達成していた。
- 平成28年歯科疾患実態調査において、「歯肉に所見を有する者」「歯肉出血を有する者」ともに減少傾向であった。
- 「歯ブラシの使用状況」については、１日２回歯みがきを行う者が約半数と最も多いが、平成17年から大きな変化はみられていない。
- 補助清掃用具を使用している者は、平成21年国民健康・栄養調査の約14%から平成28年歯科疾患実態調査では20歳代前半で約20%、後半では約30%と、調査は違うものの増加傾向が認められた。
- 過去１年間に歯科検診を受診した者の割合については、平成21年の約30%から平成28年は約43%と増加している。

論点

○ 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少について、どのような要因が考えられるか。
○ また、20歳代の歯肉の状態は基本的事項策定時から改善傾向にあると考えることができるか。

２．自治体における歯周病対策について

本WGにおける自治体の歯周病対策に関するこれまでの主なご意見

【歯周病罹患状況及び自治体等における対策の状況を踏まえた今後の歯周病予防対策について】

- 県は、市町を指導したりデータをとりまとめる立場にあるが、乳幼児では、市町別のデータ等がそろっており、比較可能なため母子保健は取り組みやすいが、成人では市町によってデータが少なく、またデータの取り方が違っており、比較ができない。
- 10歳刻みの歯周疾患検診というのは、もう少し何とかすべきである。
- 健康日本21でもがん検診とか特定健診の受診率自体が目標になっているので、歯科でも基本的に受診率も考えていったらどうか。
- 市町村の保健師の業務が増えており、歯科保健に優先的に取り組めていない。そういった状況の中で、特に成年期、若年層に対してのアプローチが制度になく、1つの自治体が単独ではできないこともあるため、方向性を検討する（示す）ことが必要。
- 若年者の歯科健診は、大学や企業との連携が必要ではないか。
- 幼児の健診というのはどの自治体でも義務化されているのでそこでの啓発を強化するとよいのではないか。
- 若年層の歯科健診（検診）や歯科保健指導に対する動機付けの機会として、妊婦歯科検診を活用できるのではないか。

【次期基本的事項の策定に向けた検討について】

- 健康日本21でがん検診や特定健診の受診率を目標にしているように、歯科健診の受診率を目標にすることも考えられるのではないか。

【国民等に対する歯周病に関する情報の発信等について】

- 市町村では少ない職員で効果のある保健指導や啓発などが求められているため、なるべく他の職種と連携しながら一緒に考え、地域の関係団体等を巻き込みながら、共に地域の方々へ発信する必要がある。
- 健康づくりボランティアの方々の、市民から市民へのひとくち運動の中で歯・口の大切さや、歯周病検診の大切さをさらに伝えてもうようにすべきではないか。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

○　歯科口腔保健の推進に関する法律及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項において、地方公共団体において歯科口腔保健の推進に関について到達すべき目標・計画等を設定することが位置づけられている。

「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成二十三年八月十日　法律第九十五）から抜粋

第三条

2　地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」

（平成24年厚生労働省告示第538号、一部改正　令和元年11月26日厚生労働省告示第176号）から抜粋

第三　都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一　歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。（略）

二　目標、計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1　都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域の実情に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。

2　保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。

3　市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。

4　都道府県及び市町村は、目標・計画の設定及び評価において、調査分析等により実態把握が可能であって科学的根拠に基づいた具体的目標を設定し、（略）地域の住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。

5　都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、（略）都道府県健康増進計画、（略）地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する（略）医療計画、（略）都道府県医療費適正化計画、（略）都道府県介護保険事業支援計画及び（略）都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮すること。

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

○　平成９年に、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進のため、「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」が示されている。
○　歯周病に特化した記載はないが、歯科保健業務の一つとして各自治体等において歯周病予防に資する取組が行われている。

「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」（抜粋）
（平成９年３月３日健政発第138号厚生省健康政策局長通知）

第一　都道府県等における歯科保健業務について
3　保健所における歯科保健業務について
(1)　専門的かつ技術的な業務の推進
1)　保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とするう歯の予防処置事業、八〇二〇(ハチマル・ニイマル)運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

第二　市町村等における歯科保健業務について
2　歯科保健事業について
市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。
(1)　母子に関すること
(2)　成人に関すること(八〇二〇運動等)
(3)　老人に関すること(在宅寝たきり老人も含む)
(4)　地域の特性に応じた歯科保健事業等

現行の歯科健診（検診）の体制

令和3年8月27日
第2回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月、3歳	義務
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎年実施	義務（大学を除く）
〜74歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳 ● 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施	
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	義務
	その他の歯科健診				
	（参考）国保・被用者保険が行う特定健診は義務（高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法）				
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	● 後期高齢者医療制度事業補助金の補助メニュー ● 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年10月策定）を参考に実施	

歯周疾患検診の実施状況

令和3年8月27日
第2回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2

【歯周疾患検診を実施している市町村数と割合】

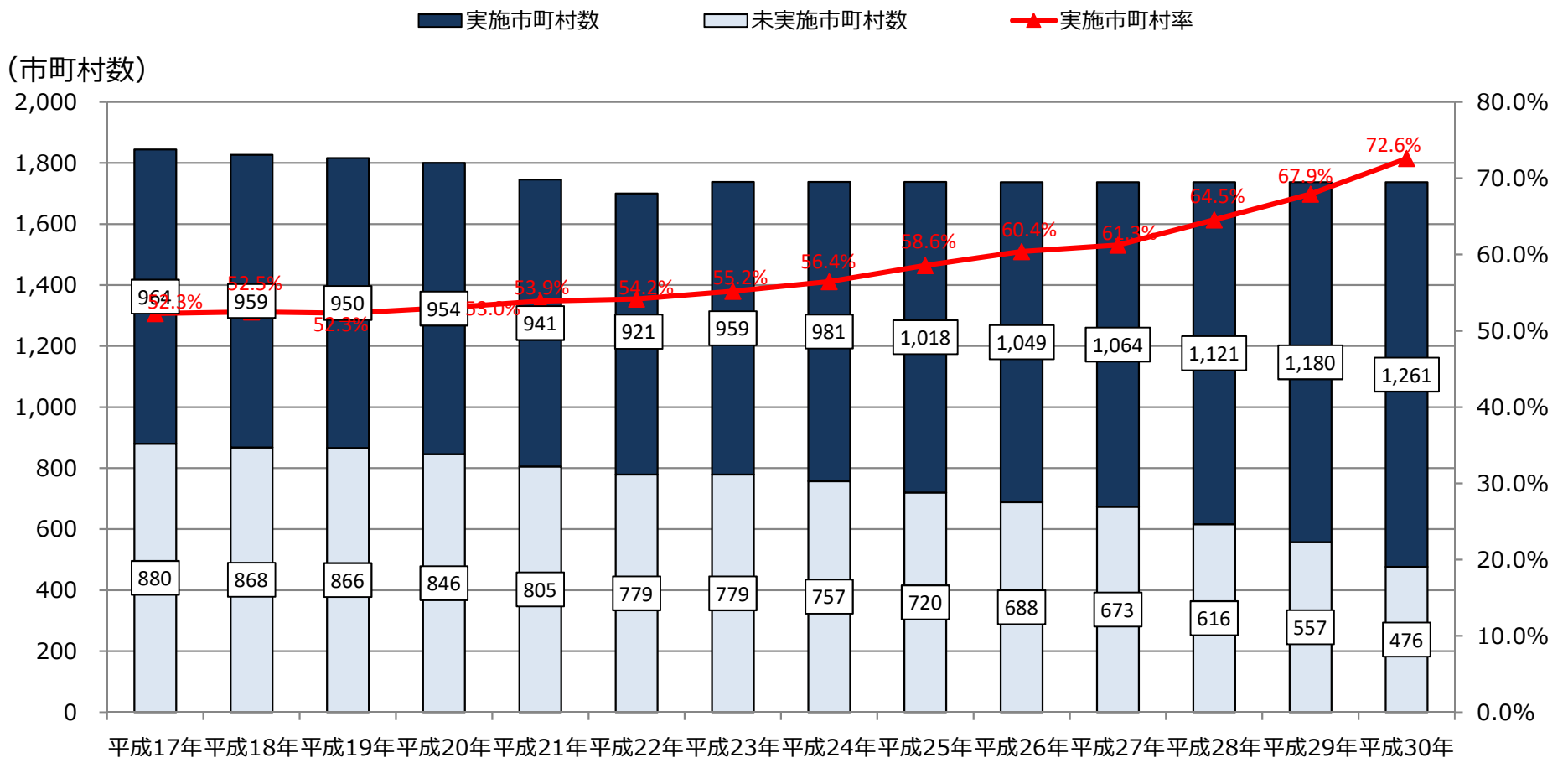

出典：地域保健・老人保健事業報告（平成17年～平成19年）
地域保健・健康増進事業報告（平成20年～平成30年）

都道府県別　歯周疾患検診の実施状況

令和3年8月27日
第2回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2

【歯周疾患検診を実施している市町村の割合】

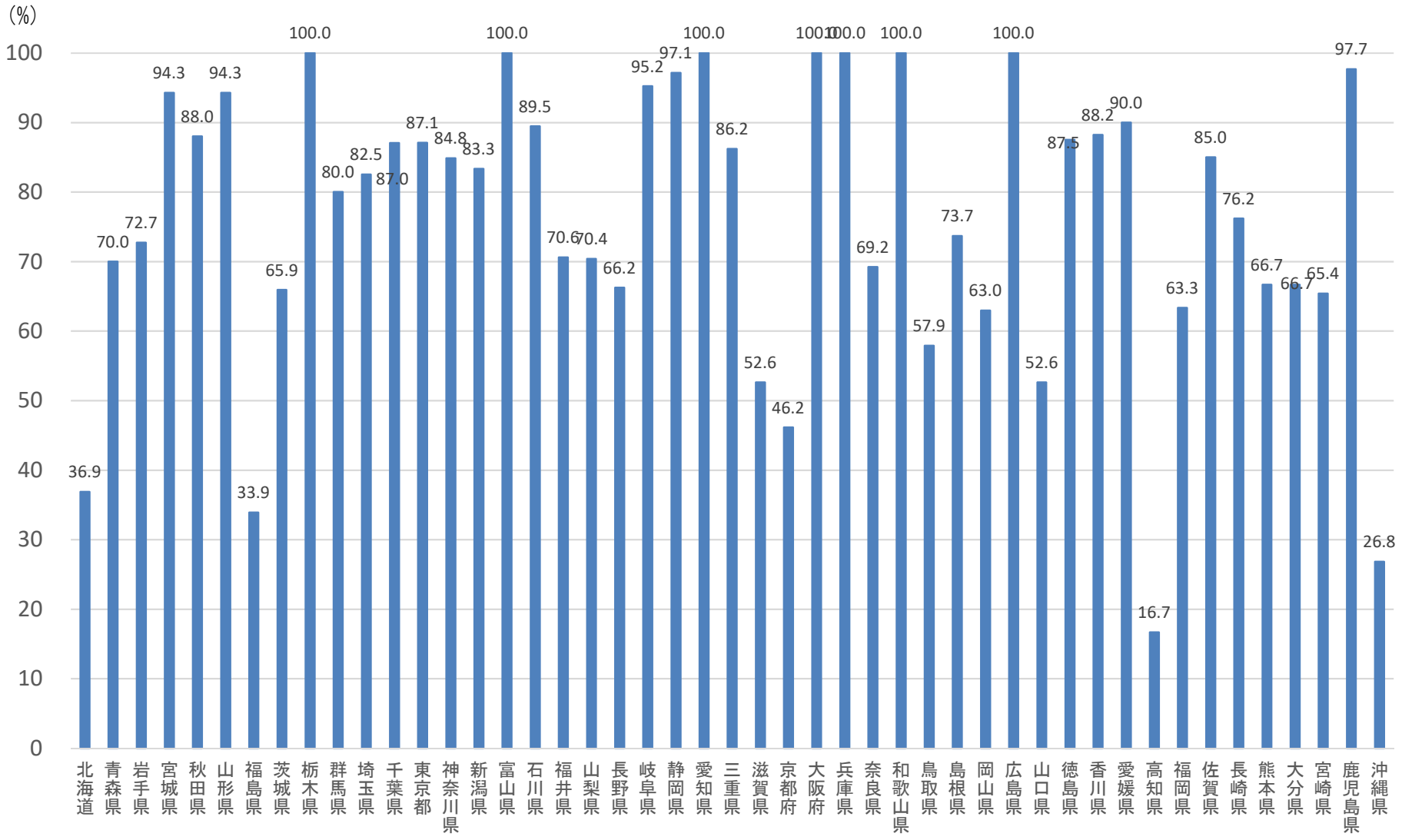

出典：平成30年度地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）

歯周疾患検診の受診率と過去1年間に歯科検診を受けた者の割合の比較

○　過去１年間に歯科検診を受診した者は、年齢階級別においても年々増加しおり、平成28年は50歳以降は50%以上の者が歯科検診を受けている。

【歯周疾患検診受診者の割合（受診率）】

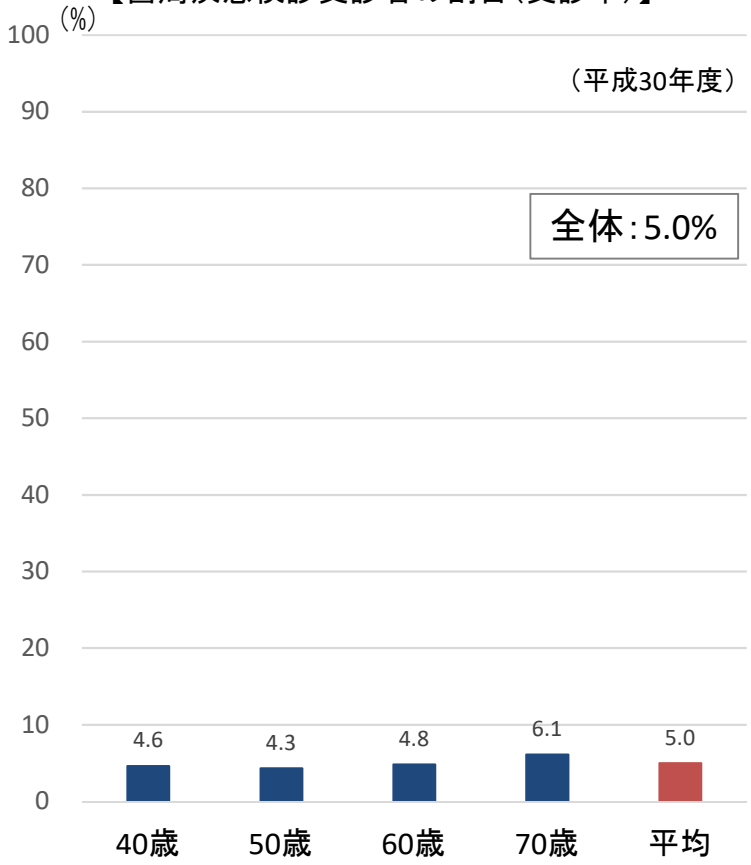

（出典：令2年度歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業）

【過去1年間に歯科検診を受けた者の割合】

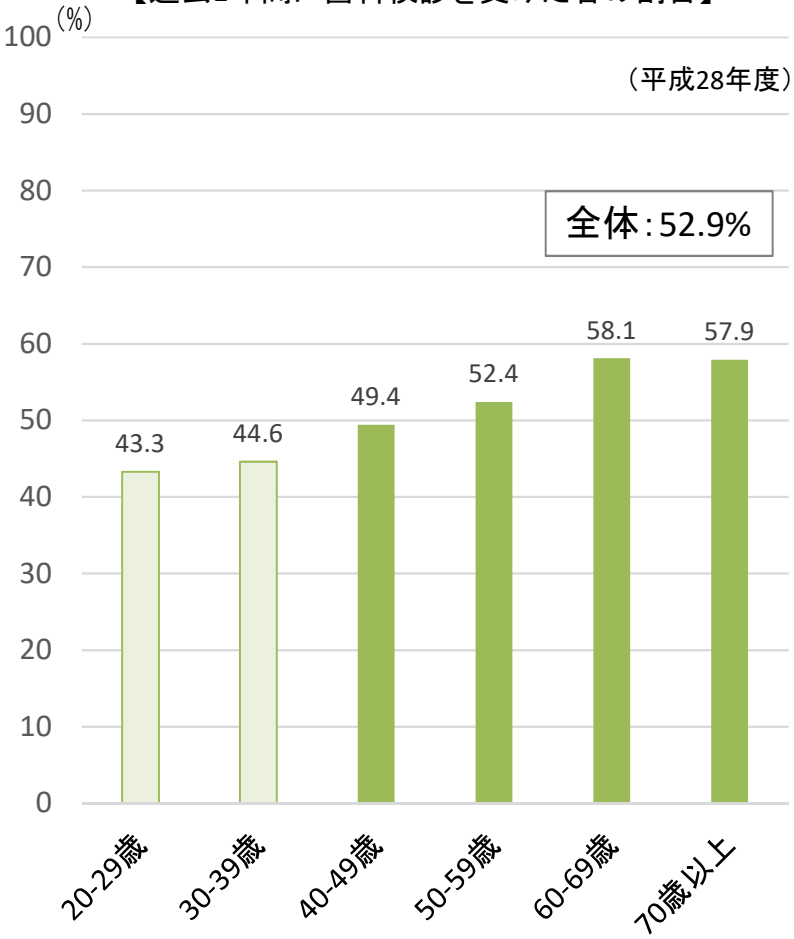

※過去1年間に歯科検診を受診した者：自記式調査票において、「あなたはこの１年間に、歯科検診をうけましたか。」という質問に「受けた」と回答した者

（出典：国民健康・栄養調査）

8020運動・口腔保健推進事業

令和３年度予算：730,981千円
（706,401千円）

○ 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価が行われ、平成30年９月に中間評価報告書が取りまとめられた。同報告書において地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
○ 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0％（2022年度目標：50％）、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標： 90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
○ また、健康寿命延伸プラン（令和元年5月29日公表）において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、エビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

（補助対象：都道府県
補助率：定額）

1）8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
2）8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 都道府県等口腔保健推進事業

629,497千円（ 604,612千円）

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。
また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

（補助率：1／2）

1）口腔保健支援センター設置推進事業
2）歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
3）調査研究事業
・歯科口腔保健調査研究事業
・多職種連携等調査研究事業

（1）～3）の補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区）

4）口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業
①歯科疾患予防事業
②食育推進等口腔機能維持向上事業
③歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
④歯科口腔保健推進体制強化事業
地域間の格差解消のために歯科口腔保健推進体制の強化が特に必要な市町村を対象として、歯科口腔保健の実態分析、推進体制の整備、計画策定等の支援を行う。

※4）の実施にあたり、都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整すること。

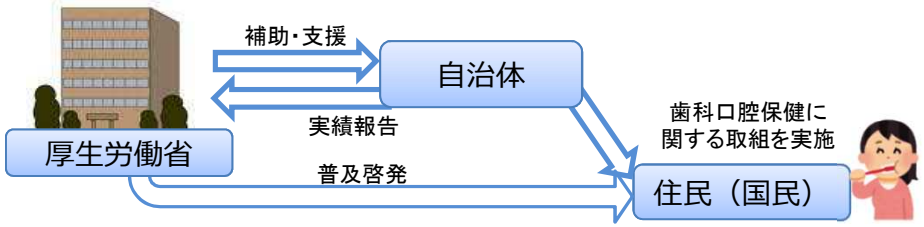

3. 歯科口腔保健支援事業

1,021千円（ 1,326千円）

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互に連携していく。

8020運動・口腔保健推進事業

令和3年8月27日
第2回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2

＜8020運動・口腔保健推進事業実施要綱（抜粋）＞

都道府県等口腔保健推進事業

第２　口腔保健の推進に資するために必要となる事業

Ⅰ　歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

１　目的

この事業は、地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物洗口や歯周病予防のための口腔清掃指導、食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図ることを目的とする。

２　事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。なお、都道府県、市町村及び特別区は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等 に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

３　事業内容

（1）歯科疾患予防事業

この事業の内容は、都道府県、市町村及び特別区が実施する以下のア及びイの事業とする。

ア　う蝕予防のためのフッ化物洗口（医薬品）に関する取組を行う。

イ　歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健（検）診や歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。

（中略）

４　補助条件

（1）他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

また、市町村（政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）を除く。）が実施する事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。

（2）市町村（政令市を除く。）が上記3（1）の事業を実施する場合にあっては、3（1）のア又はア及びイの事業として実施するものとし、かつ、以下のア及びイの要件を満たす場合に限るものとする。

ア　事業実施の前年度において、都道府県等による導入支援又は市町村による取組等によりフッ化物洗口の実績を有すること。

イ　以下のいずれかの要件を満たし、3（1）のアの事業を実施する体制が整っていること。

①　行政機関に勤務する歯科専門職（歯科医師又は歯科衛生士）が配置され、主に歯科口腔保健業務に従事していること。

②　歯科口腔保健の推進に関する計画等においてフッ化物洗口に係る目標値の設定等を行っていること。

8020運動・口腔保健推進事業「都道府県等口腔保健推進事業」の実施状況

○　令和2年度の8020運動・口腔保健推進事業の「都道府県等口腔保健推進事業」では、「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」が最も多く行われており、都道府県では38か所と約8割の自治体で実施されている。

【都道府県等口腔保健推進事業の各事業の実施状況（令和2年度）】

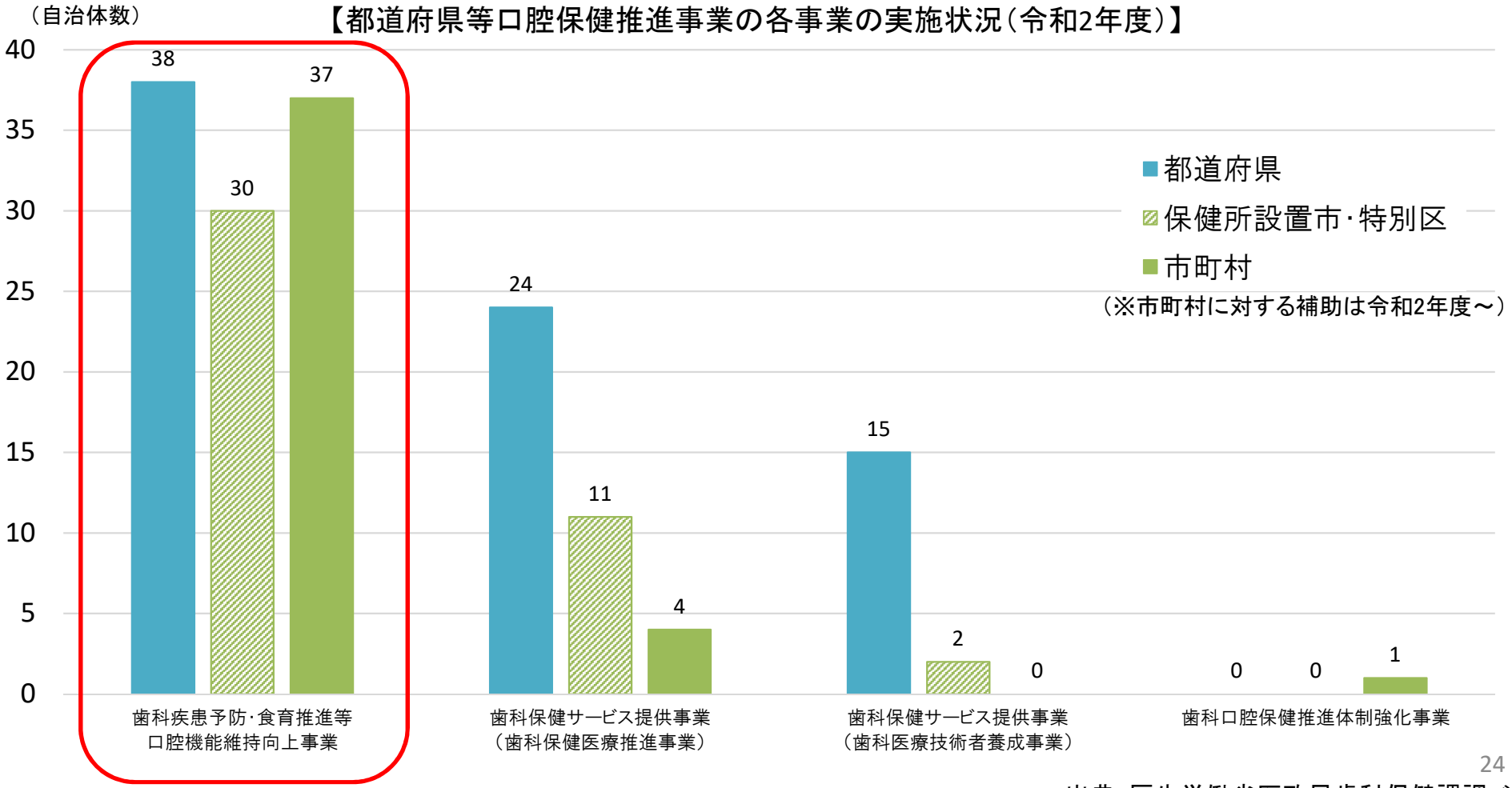

出典：厚生労働省医政局歯科保健課調べ

自治体における歯周病に関する事業の実施状況

○　令和2年度の8020運動・口腔保健推進事業の「歯周疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」を活用した歯周病に関する事業としては、「普及啓発」「歯科健診（検診）・受診勧奨」「歯科保健指導」「歯周病予防に関する研修会」が行われており、市町村では健診・受診勧奨や保健指導を行っている自治体が多い一方で、普及啓発はほとんど行われていない。

【「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」を活用した歯周病対策事業の実施状況（令和2年度）】

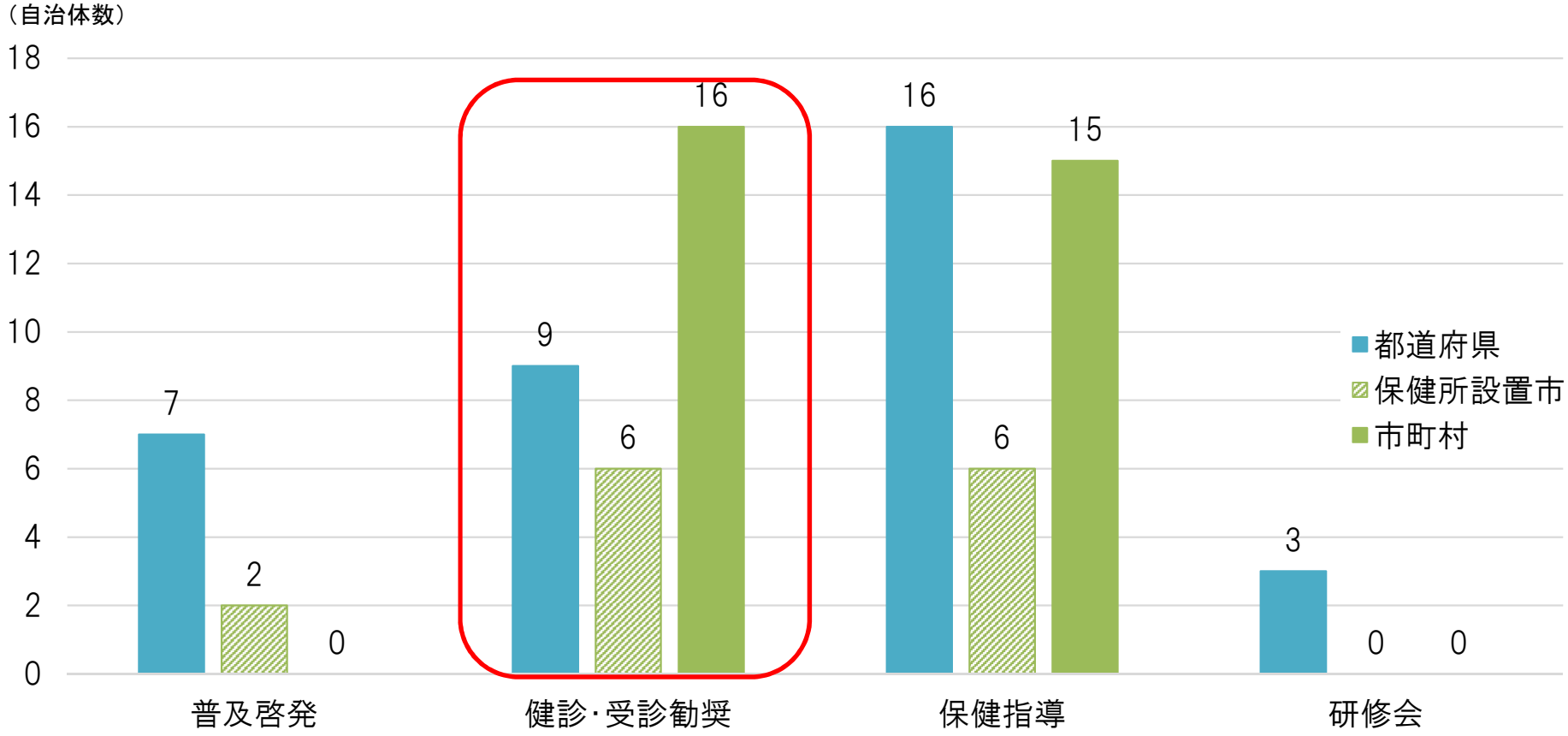

※実績報告を元に作成したため、計画されていたが中止されたものは含まない。
※一部未提出の自治体があるため、全数ではない。
※市町村に対する補助は令和2年度からである。

（出典：令和2年度8020運動・口腔保健推進事業実績報告；歯科保健課調べ）

自治体における歯周病予防に関する事業（ライフステージ別）

○ 「歯周疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」の活用した歯周病予防に関する事業をライフステージ別にみると、いずれも自治体数は少ないものの、傾向としては、
・都道府県では、事業所や保険者等に対する普及啓発や歯科保健指導等
・市町村では、地域住民を対象とした普及啓発や各種歯科健診等
が行われている。

【ライフステージ別の歯周病予防対策の実施状況（令和2年度）】

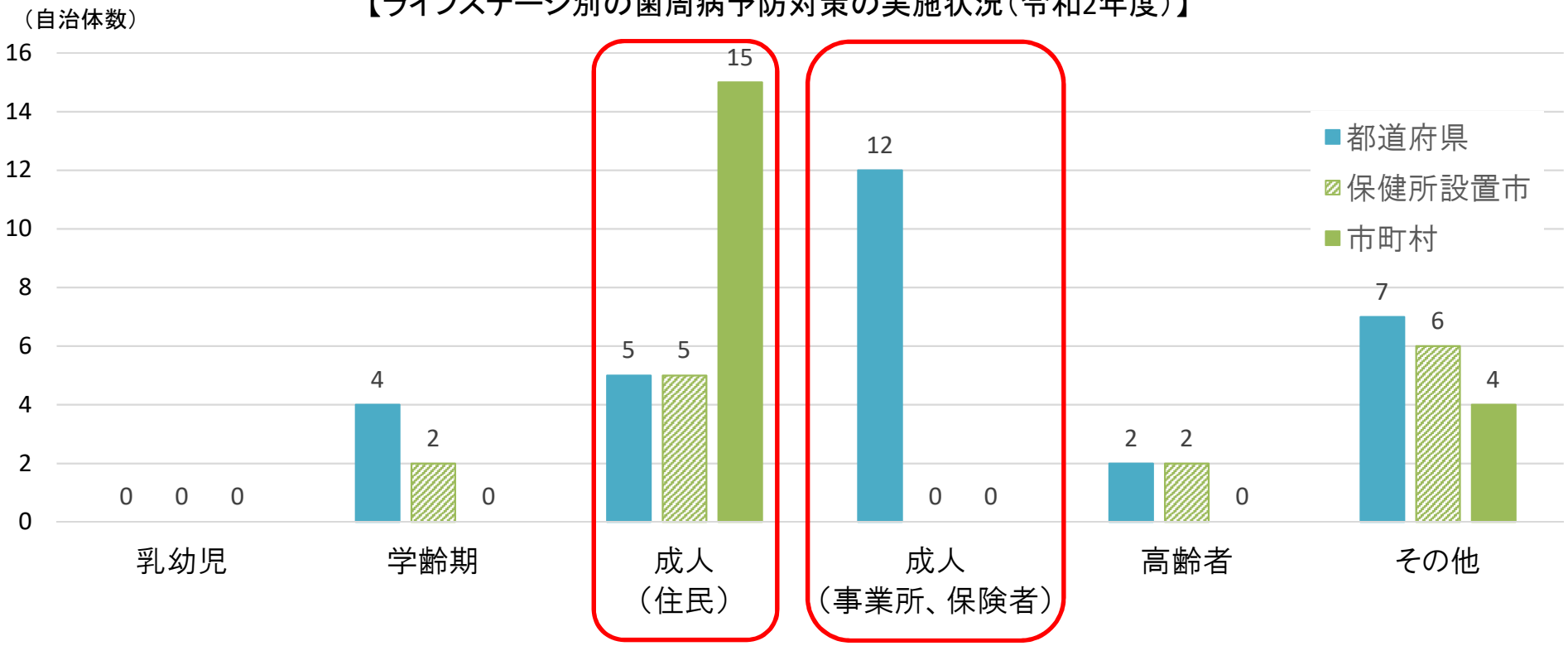

※実績報告を元に作成したため、計画されていたが中止されたものは含まない。
※一部未提出の自治体があるため、全数ではない。
※市町村に対する補助は令和2年度からである。

（出典：令和2年度8020運動・口腔保健推進事業実績報告；歯科保健課調べ）

妊産婦の歯科健診及び歯科保健指導の実施状況

【保健所及び市区町村が実施した歯科健診及び保健指導の受診延人員・医療機関等へ委託した受診延人員（妊産婦）】

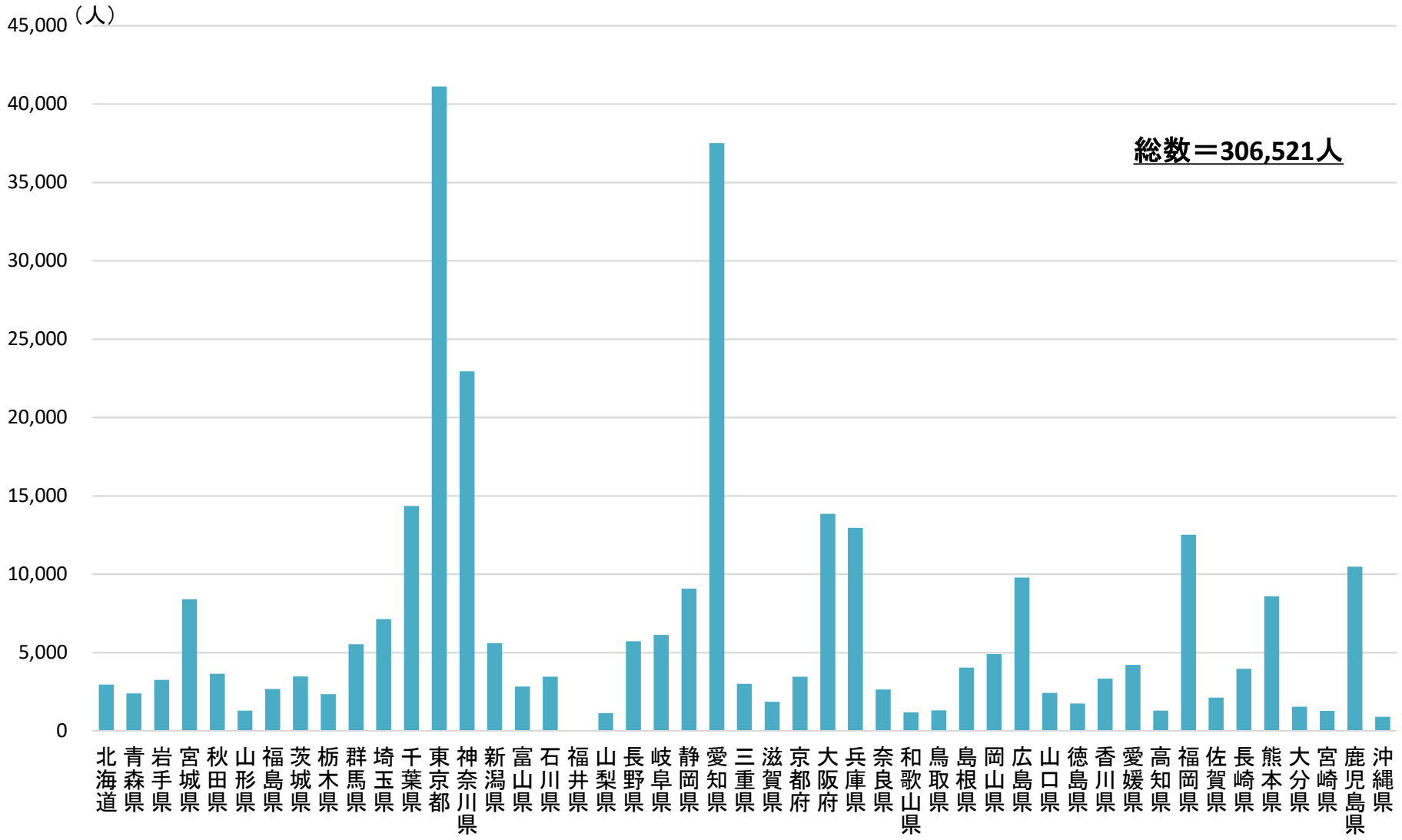

（出典：令和元年度地域保健・健康増進報告）

（参考）　歯科健診及び歯科保健指導を受けた妊産婦の状況

【妊婦の保健指導を受けた者（実人数）に対する妊産婦の歯科健診及び保健指導の受診者（延人員）の割合】

①歯科健診及び歯科保健指導を受診した妊産婦の延べ人数 / ②保健指導を受診した妊婦（実人数） × 100%

※保健所及び市町村が実施したもの

①総数306,521人　②総数870,532人

全体の割合　約35.2% と推計される。

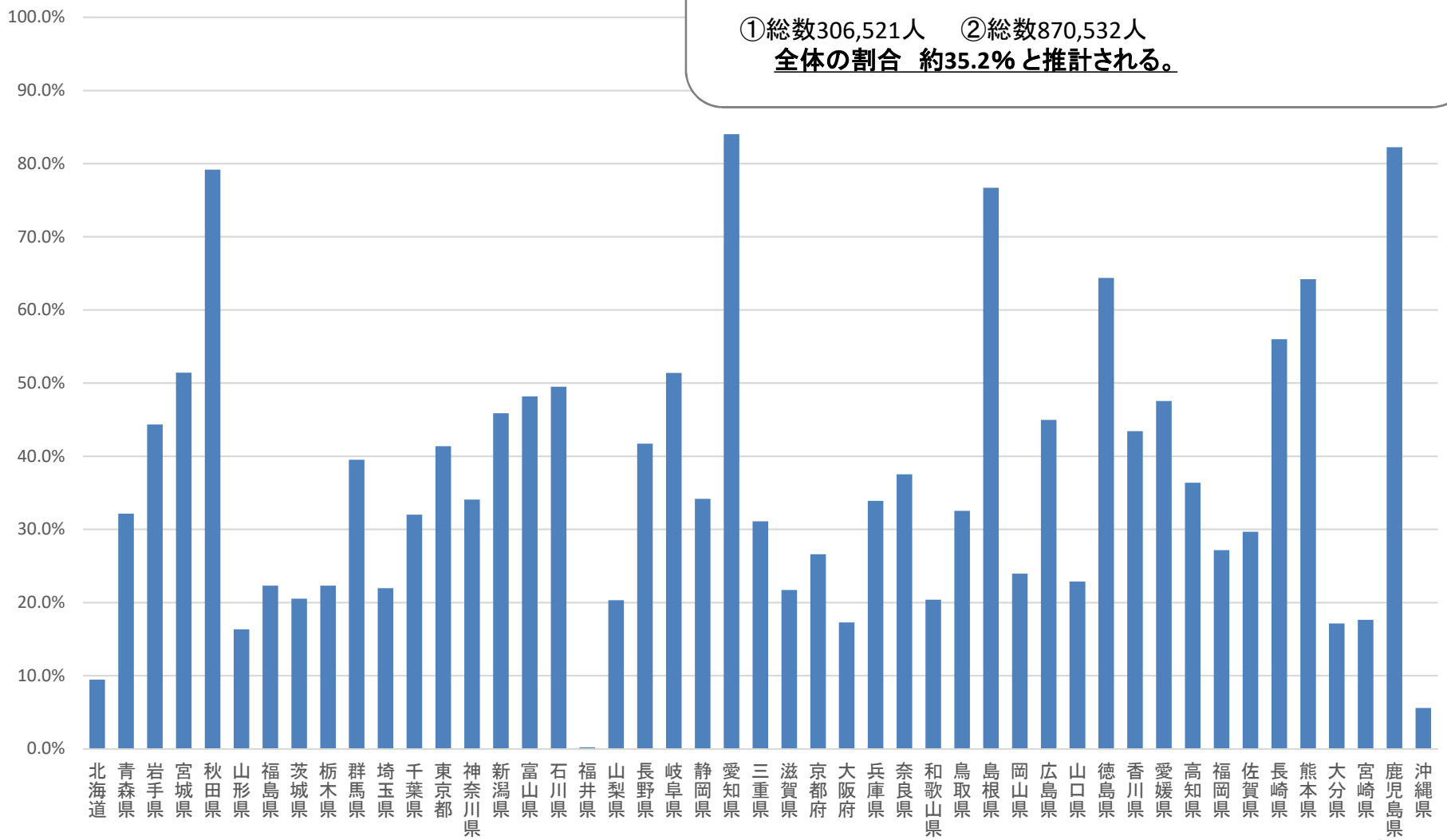

（出典：令和元年度地域保健・健康増進報告）

歯周病があると回答した労働者の割合（年齢階級別）

○　労働者を対象とした自記式の調査において、歯周病と診断されている者の割合は、全体としては50歳以上になるとやや高くなる傾向にあり、60歳以上の男性がもっとも高く約12%となっている。

【「あなたは現在持病（医師から診断されたもの）がありますか」の問いに「歯周病（歯槽膿漏等）」と回答した者の割合】

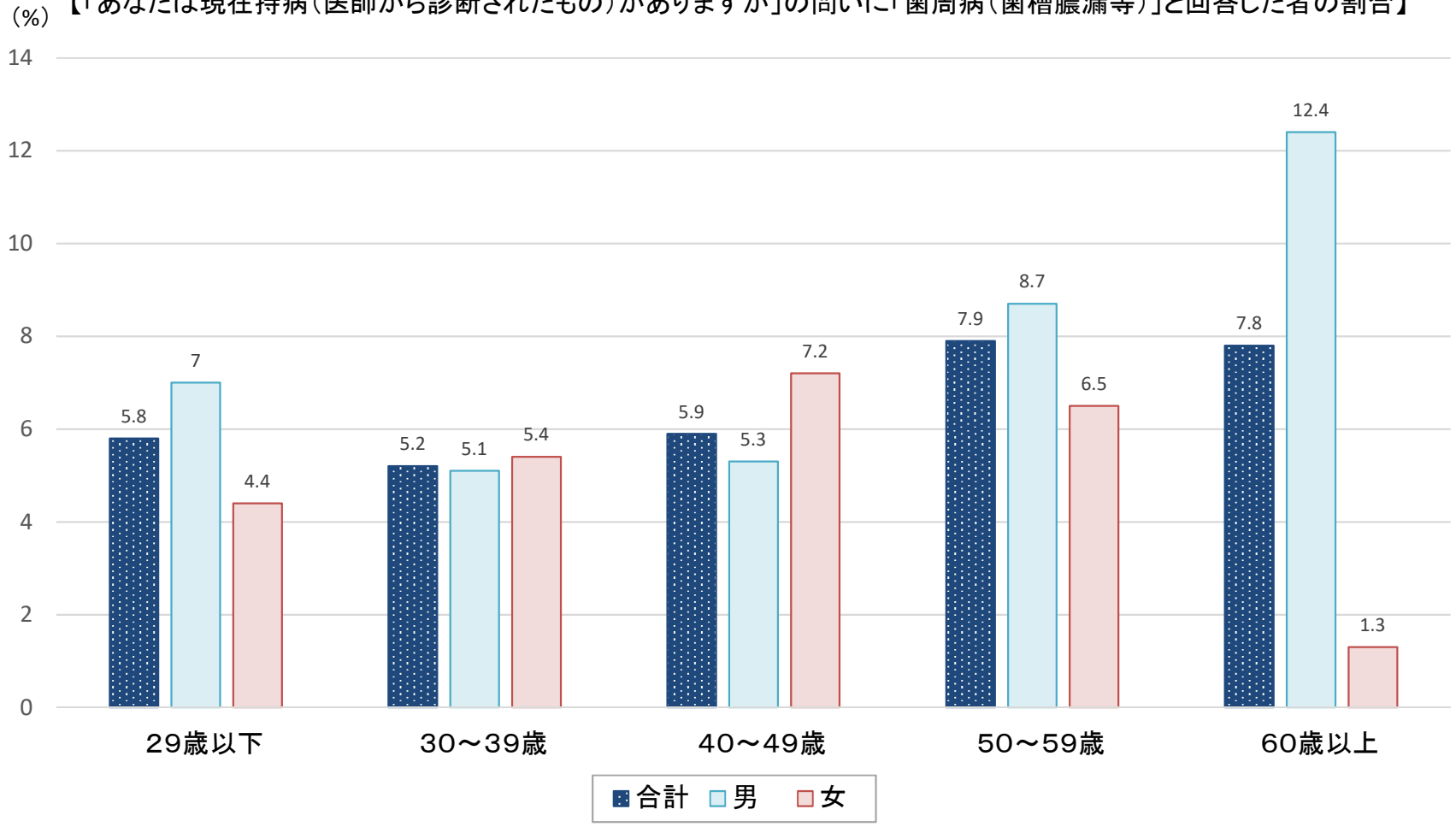

・対象：日本全域から常用労働者を10人以上雇用する民営事業所から抽出した13,609事業所に雇用されている労働者から抽出した17,785人に対する自記式調査

（出典：平成19年労働者健康状況調査）

（再掲）　歯肉に所見を有する者の状況

○　歯科疾患実態調査における「歯肉に所見を有する者の割合」は、平成17年～平成28年で各年代とも減少傾向にある。

○　20歳代では、前半・後半ともに平成17年で約75%、平成23年で約70%であったが、平成28年では約60%に減少している。

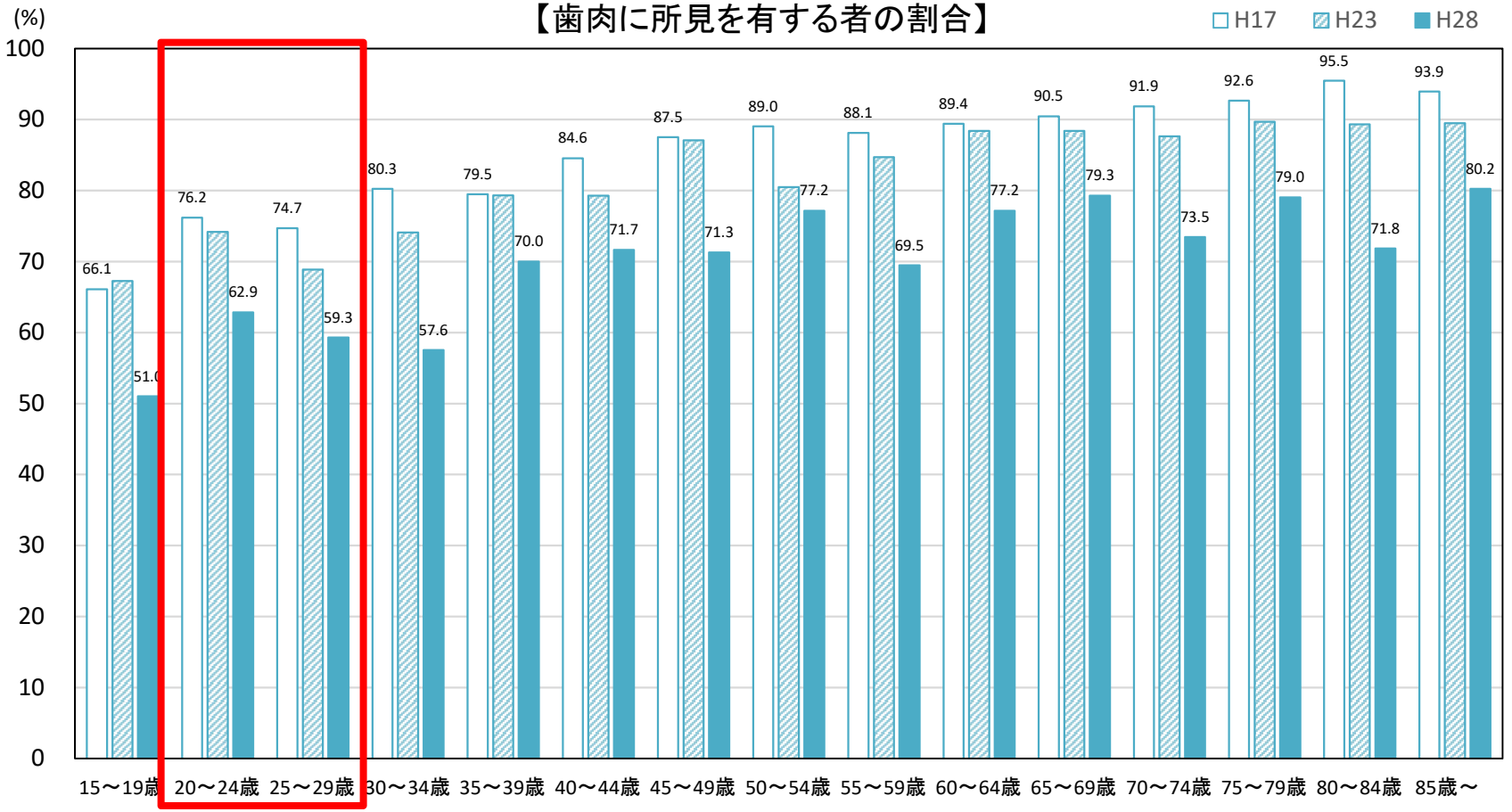

※歯肉に所見を有する者：歯科医師による口腔内診査において、歯周病検査後の出血、歯石の沈着、歯周ポケットが4mm以上の者（対象歯のない者を含まない場合））

（出典：歯科疾患実態調査）

歯周病があると回答した労働者の割合

○　歯周病があると回答した者の割合は、産業別・職種別それぞれ運輸業・運輸職が最も高く、産業・職種間で歯周病の罹患状況に差がある可能性がある。

【産業別】

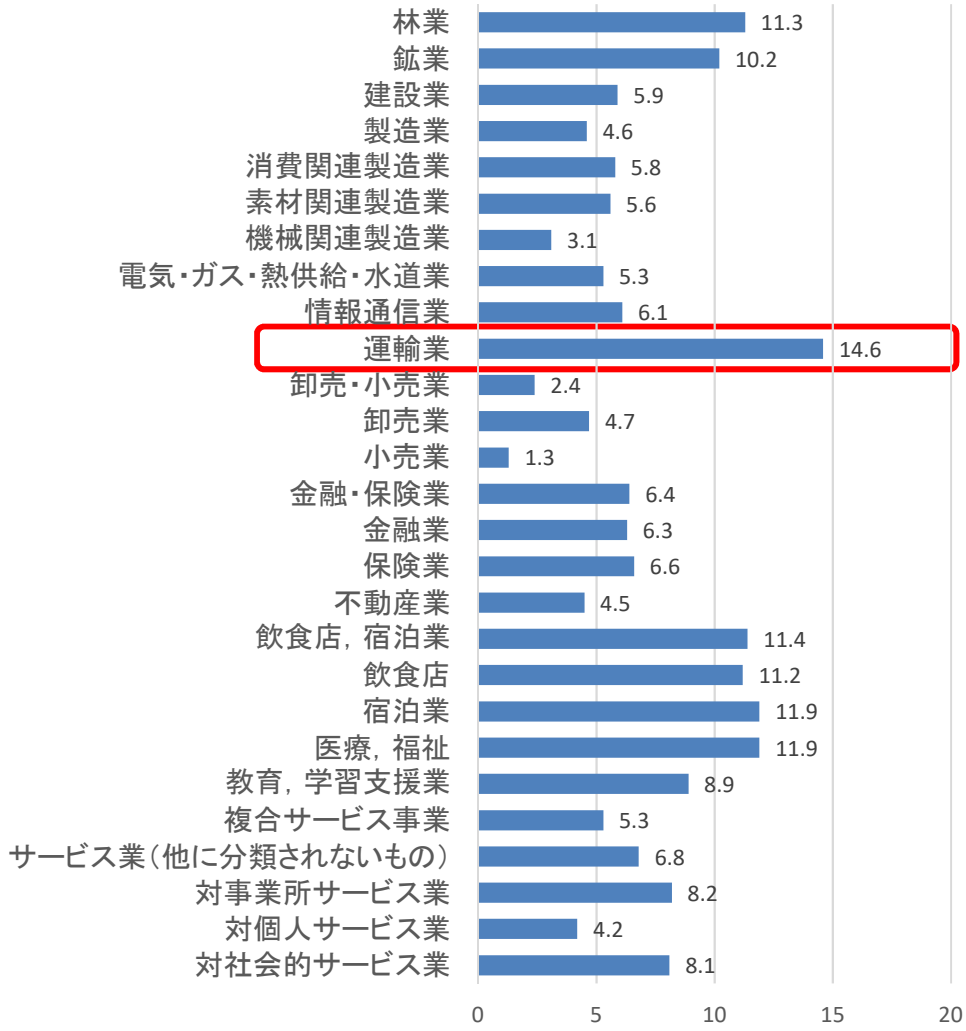

【職種別】

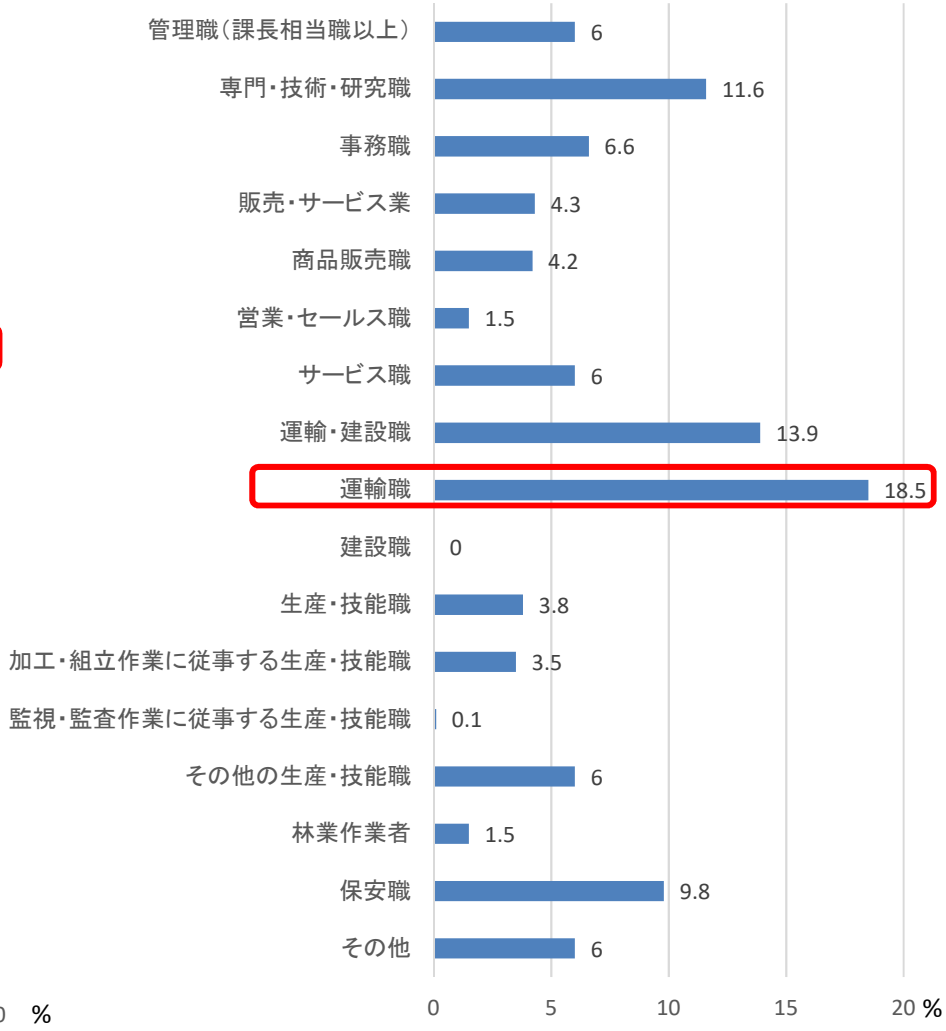

・対象：日本全域から常用労働者を10人以上雇用する民営事業所から抽出した13,609事業所に雇用されている労働者から抽出した17,785人に対する自記式調査
「あなたは現在持病（医師から診断されたもの）がありますか」の問いに「歯周病（歯槽膿漏等）」と回答した者の割合

出典：平成19年労働者健康状況調査

就労者の口腔保健行動

令和3年8月27日
第2回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2

○ 第3次産業の就労者のみを対象とした口腔保健行動に関する調査を行った研究では、定期歯科検診受診の有無について、「検診有群」が28.3%、「検診無群」が71.2%と、国民健康・栄養調査よりも低い結果となっている。
○ 「検診無群」で、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が最も多く、次が「必要性が不明」であった。
○ 「検診有群」は、「むし歯のない人」「正しいブラッシング方法を知っている」「補助器具（歯間ブラシ、デンタルフロス）の使用」が有意に多かった。

■ 調査方法

大阪府堺市西区に所在する第3次産業（中小企業や個人商店）で就労する者647名にアンケート調査を実施、378名から回収。

【対象者の年齢構成】

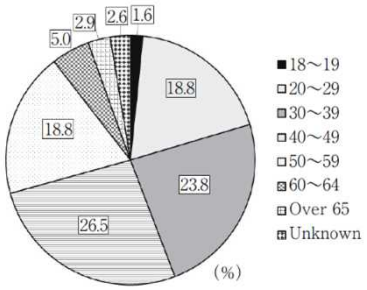

Fig. 3　Age ratio

【対象者の業種の割合】

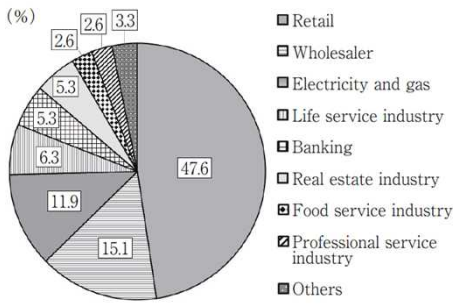

Fig. 4　Industry type ratio

■ 結果：定期歯科検診の受診状況

・検診有群：107名（28.3%、男性：47名、女性：59名、性別未記入1名）
・検診無群：269名（71.2%、男性：169名、女性：99名、性別未記入：1名）

（出典：第3次産業勤労者の口腔保健行動と意識；志倉ら，日歯保存誌63(5)：385～395,2020）

■ 結果：定期歯科検診を受診しない理由

Table 1　The reason not to receive regular dental examination in the non-dental examination group

	Total (n=268)	Male (n=169)	Female (n=99)
No time	155 (57.8%)	101 (54.8%)	54 (20.1%)
No necessity	40 (14.9%)	25 (9.3%)	15 (5.6%)
High cost	39 (14.6%)	22 (8.2%)	17 (6.3%)
No family doctor	17 (6.3%)	7 (2.6%)	10 (3.7%)
Others	29 (10.8%)	11 (4.1%)	18 (6.7%)

■ 結果：「検診有群」と「検診無群」の口腔保健行動の比較

Table 2　The comparison of the oral health behavior in the both groups

	Dental examination grop (n=106)	Non-dental examination grop (n=268)	p-value
No caries	73 (68.9%)	126 (46.6%)	<0.001[a]
Brushing knowledge (+)	77 (72.6%)	104 (38.8%)	<0.001[a]
The brushing number of time/day			0.121[b]
0	2 (1.9%)	5 (1.9%)	
1	10 (9.4%)	37 (13.8%)	
2	50 (47.2%)	140 (52.2%)	
3	42 (39.6%)	73 (27.2%)	
4	2 (1.9%)	13 (4.9%)	
Brushing time/one time			0.091[b]
1 mim	9 (8.5%)	33 (12.3%)	
2 mim	29 (27.4%)	64 (23.9%)	
3 mim	31 (29.2%)	110 (41.0%)	
4 mim	6 (5.7%)	18 (6.7%)	
5 mim or more	29 (27.4%)	38 (14.6%)	
Supporting tool (+)			
Interdental brush	41 (38.7%)	41 (15.3%)	<0.001[a]
Dental floss	36 (34.0%)	40 (14.9%)	<0.001[a]

a) χ^2 test　b) Mann-Whitney U test

（参考）　職域における歯周病対策事業の取組事例

○　職場における歯科口腔保健の推進に関しては、2021年3月にだされた「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」において、口腔保健の重要性について記載されている。

職場における心とからだの健康づくりのための手引き
～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

＜定期的な歯科健診を通じた歯と口の健康づくりの例＞

企業の基本情報

業種	製造業（生産用機械器具製造業）
平均年齢	37.8歳
労働者数	約4,200人
事業場内の推進スタッフ	• 保健師　4人 • 健康担当専任スタッフ　4人 • 人事総務管理部門スタッフ　6人
活用している事業場外資源	• 健康保険組合（事業運営方法の共同企画、健診の費用補助） • 県の歯科医師会（地域の歯科医院との連携サポート） • 地域の歯科医院（事業場外での歯科健診の実施） • 歯科健診委託事業者（事業場内での歯科健診の実施）

取組のポイント

取組前の状態
- 「一級の仕事をするためには健康も一級であるべき」という考えのもと、健康に関する活動も一級を目指すことに
- 事業者が予防歯科に問題意識を持っており、令和元年度のテーマを口腔保健に

活動内容
- 歯科健診の習慣化を目的に、歯科健診を年２回実施

取組後の状態
- ①全労働者が歯科健診を受診する、②治療対象者の８割以上が歯科治療を受ける、③労働者の８割以上が年度内に歯科健診を再受診する、を概ね達成

都道府県における歯科口腔保健事業の状況

○　都道府県における歯科口腔保健事業（歯周疾患検診等の歯科健診（検診）を除く。）で、最も多いのは研修事業であり全ての都道府県で実施されている。
○　実態調査や普及啓発、要介護高齢者等に対する専門的な事業も9割以上で実施されている。

【都道府県で実施している歯科口腔保健事業（令和元年）】

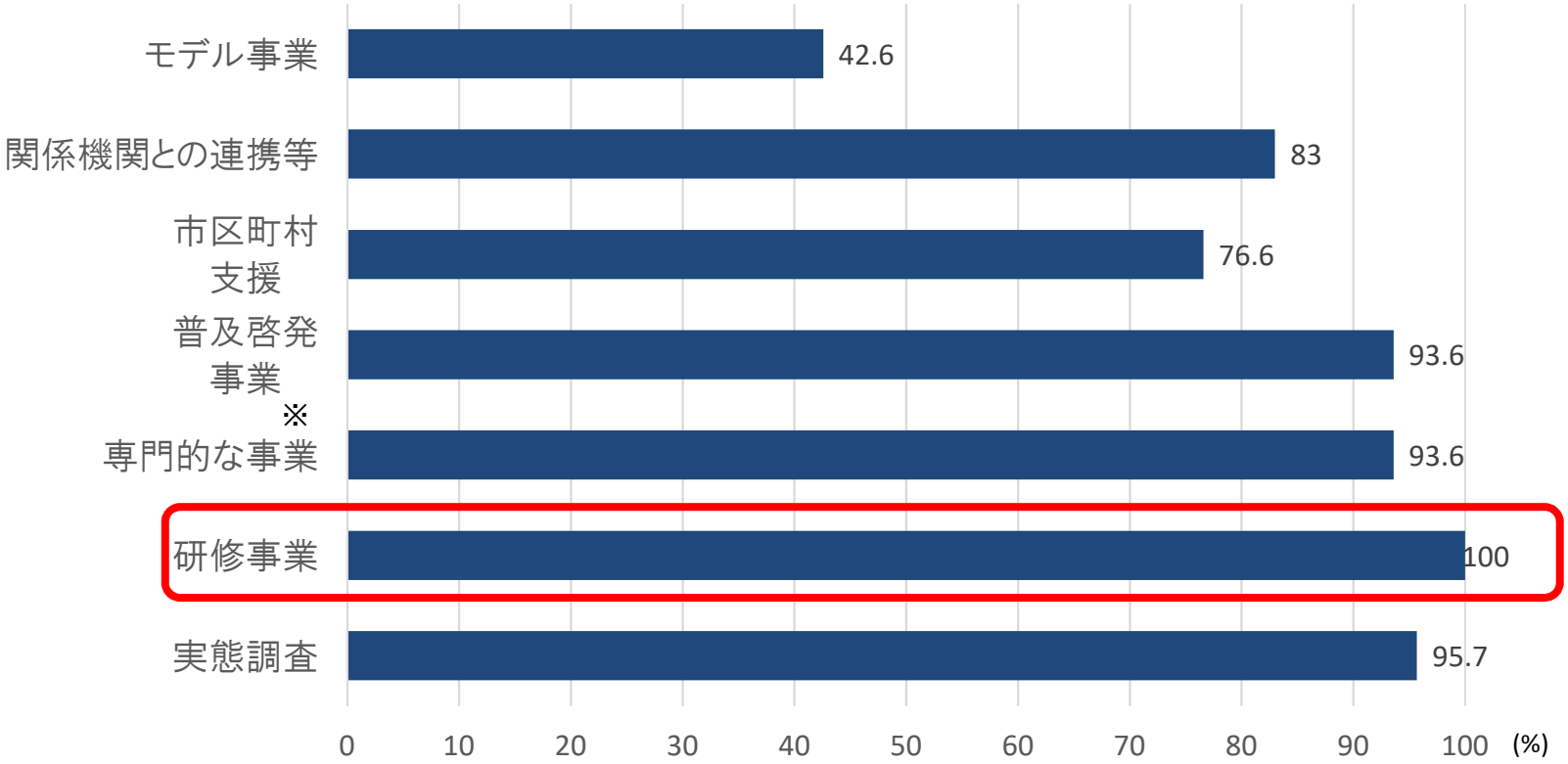

※専門的な事業：要介護高齢者や障害者等を対象とした事業。本事業には歯科健康診査を含む。

（出典：令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業）

都道府県における歯科口腔保健事業の研修の状況

○　歯科口腔保健事業の研修の内容で最も多いのは口腔機能低下対策であり約81%の都道府県で実施されていたが、歯周病予防対策に関する研修を行っているのは約68%であった。
○　研修は、歯科医師・歯科衛生士を対象とした事業が多く、歯科専門職以外を対象としたものは4割以下となっている。

【歯科口腔保健に関する研修の内容】

(%)

（令和元年度）	都道府県全体
実施都道府県数	(47)
口腔機能低下対策	80.9
う蝕予防対策	70.2
在宅歯科医療	70.2
障害児・障害者歯科保健医療	70.2
歯周病予防対策	68.1
医科歯科連携	57.4
その他	61.7

【歯科口腔保健に関する研修の対象者】

(%)

（令和元年度）	都道府県全体
実施事業数	(224)
歯科衛生士	72.8
歯科医師	66.1
市区町村職員	36.2
看護師・准看護師	32.1
保健師	30.4
栄養士	28.6
介護施設職員	28.1
教育・保育施設、学校等に従事している職員	27.2
医師	24.1
障害福祉施設職員	19.2
ボランティア等の地域住民（8020推進員など）	9.8
その他	22.3

（出典：令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業）

16歳以上を対象とした歯科口腔保健に関する取組の状況①

○　市区町村が実施している16歳以上を対象とした歯科口腔保健に関する歯科健診（検診）・歯科保健指導・普及啓発等の事業のうち、最も多いのが歯周疾患検診で約71%で実施している。
○　次いで、歯科保健指導が約51%となっている。
○　歯科健診（検診）については、後期高齢者歯科健診が約28%、その他の歯科健康診査が約21%であった。

【市区町村における歯科健診（検診）・歯科保健指導・普及啓発等の事業内容】　(%)

	市区町村				
	全体	特別区	保健所設置市	その他の市部	町村部
実施市区町村数	(1385)	(21)	(79)	(606)	(679)
歯周疾患検診	70.9	76.2	89.9	76.6	63.5
歯科保健指導（個別指導）	50.5	57.1	72.2	59.1	40.2
チラシやリーフレット等による普及啓発	44.8	52.4	73.4	53.6	33.4
歯科口腔保健に関する出前講座や講演会	28.5	42.9	59.5	37.5	16.5
後期高齢者歯科健診	27.9	57.1	35.4	30.2	24.0
歯科保健指導（集団指導）	22.6	14.3	43.0	29.0	14.7
その他の歯科健康診査	21.2	38.1	38.0	24.9	15.3
その他	11.0	38.1	22.8	13.2	6.8

（令和元年度）

（出典：令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業）

市町村における歯周病対策の実施状況①

令和3年8月27日
第2回　歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策ワーキンググループ
資料2

歯周疾患検診

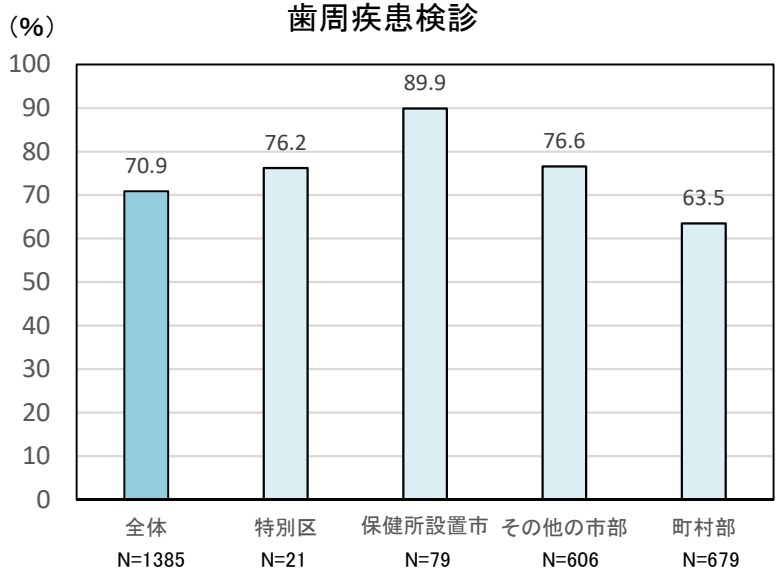

16歳以上を対象とした、その他の歯科健診※

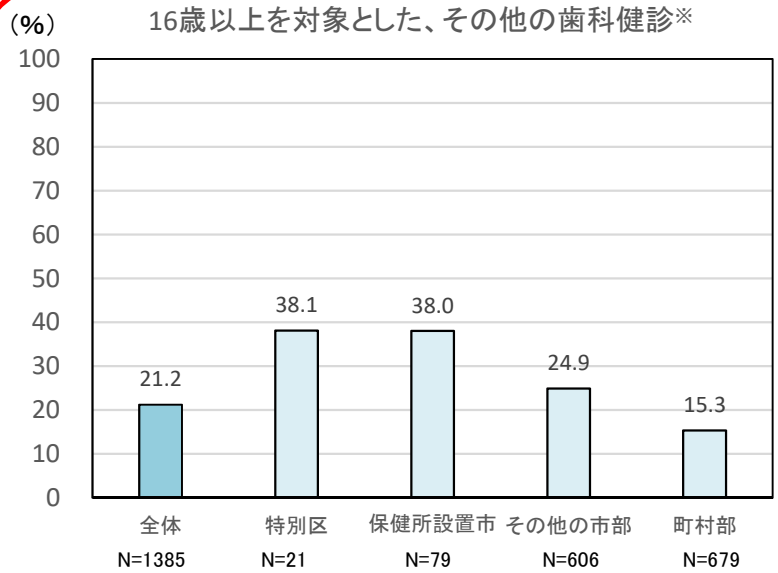

※歯周疾患検診、後期高齢者歯科健診及び学齢期、要介護者、障害児・障害者を対象とした歯科健診を除く

16歳以上を対象とした歯周病対策事業※

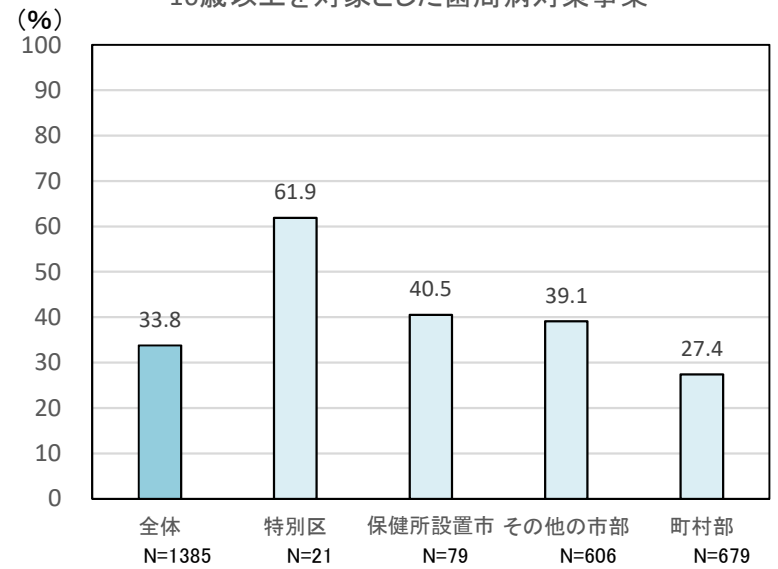

※歯周疾患検診、後期高齢者歯科健診及び学齢期、要介護者、障害児・障害者を対象とした歯科健診・普及啓発等を除く

歯周病対策事業（16歳以上を対象としたもの）の都道府県別市町村実施率

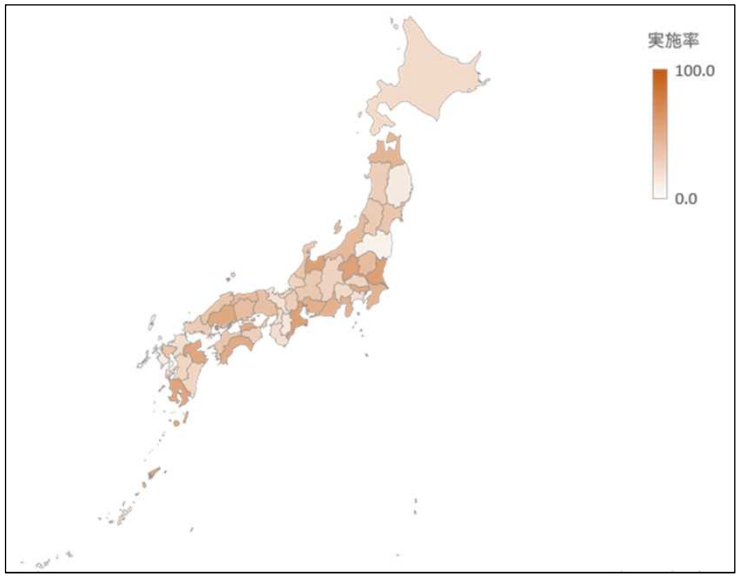

（出典：令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業）

市区町村における歯周病対策の対象年齢

○　市区町村で実施されている歯科健診（検診）以外の歯周病対策事業の対象年齢は、40～59歳、60～64歳、65～74歳の各年齢層が25%前後となっている。
○　一方で、20～39歳は約10%に留まっている。

【16歳以上を対象とした歯周病対策事業（歯科健診（検診）以外）の対象年齢】

(%)

	市区町村				
	全体	特別区	保健所設置市	その他の市部	町村部
実施事業数	(1385)	(21)	(79)	(606)	(679)
16～19歳	2.0	4.8	3.8	2.3	1.5
20～39歳	10.5	42.9	12.7	12.5	7.5
40～59歳	25.0	47.6	26.6	30.0	19.6
60～64歳	25.1	38.1	26.6	29.9	20.2
65～74歳	23.8	33.3	25.3	29.0	18.7
75歳以上	10.7	19.0	15.2	12.4	8.4
すべての世代	9.6	23.8	21.5	11.2	6.3

（出典：令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業）

論　点②

現状及び課題

（自治体における歯周病対策事業について）

- 自治体における歯科保健業務については平成9年に業務指針が示されているが、歯周病対策に関する記載はなく、都道府県と市町村がとるべき対策や役割等は明確になっていない。
- 健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施する自治体の割合は年々増加傾向にあるが、その実施状況には地域差があり、受診率も全国平均で約5%に留まっている。
- 一方で、自記式調査において「過去1年間に歯科検診を受けた者の割合」は全体で約53%であり、歯周疾患検診の対象年齢層の40～49歳、50～59歳、60～69歳ではそれぞれ約49%、約52%、約58%となっている。歯周疾患検診の受診率とは大きな乖離があり、多くは歯科医療機関を受診することで歯科検診を行っていることが推測される。
- 妊産婦の歯科健診については、全国で延べ約30万人が受診しているが、保健指導を受けた妊婦の実人数に対する割合は約35%となっており、いずれも都道府県間の差が大きい。
- 労働者の歯周病の状況をみると、運輸業で高く、当該調査は平成19年であるが、現状でも職種間で差がある可能性がある。
- その他、歯周疾患検診や8020運動・口腔保健推進事業の補助金の活用以外も含む自治体の歯周病対策に関する事業では、全都道府県で研修事業が行われているが、歯周病予防対策に関する内容を実施しているのは約68%である。
- 自治体における歯周病対策（歯科健診以外）の対象年齢は、40歳以上が多く20～39歳を対象に実施しているのは約1割である。

論点

○　自治体における歯周病対策を推進するため、都道府県と市町村の役割についてどのように考えるか。また、都道府県及び市町村における業務指針には歯周病対策について明示されていないことから、業務指針における、都道府県と市町村の役割分担も含めた歯周病予防対策についてどのように考えるか。

○　若年層や多忙な就労世代など歯周病に対する関心が低い者に効率的にアプローチできるようにするため、歯科医療機関を受診していない者を自治体が把握できるようにするためにはどのような方法が考えられるか。

○　また、定期的な歯科受診や歯科健診（検診）の受診率が低い層の歯周病対策を推進するためには、職域を含め具体的にどのような方法が考えられるか。

（参考）

自治体の取組事例

歯周病対策の普及啓発

【　　静岡県　　】事業種類　歯科疾患予防事業（イ地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）

事業名　成人かかりつけ歯科医促進事業 、集団健康教育試行事業

対象	県民、学生	（委託する場合）委託先	静岡県歯科医師会 静岡県歯科衛生士会
目的及び目標	【目的】 ・高等教育機関を訪問し、かかりつけ歯科による健康管理の重要性について集団健康教育を実施する。 ・不特定多数の集まる場所で集団健康教育と個別の健康相談を行なうイベントを試行し、その効果について検討する。 【目標（Ｒ４年度）】 ８０歳で２０本以上の自分の歯を持つ者の割合　52%以上 かかりつけ歯科医を持つ者（定期管理を受けている者）の割合　65%以上		

（事業内容概略図）

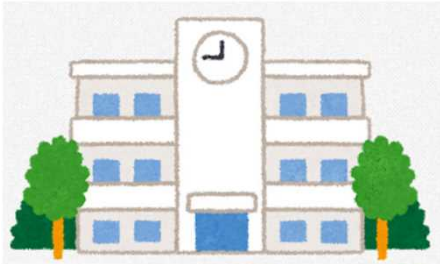

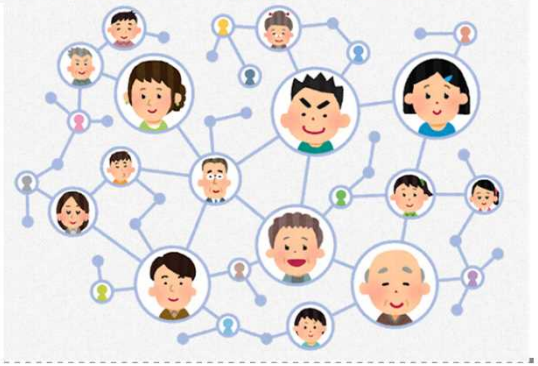

う蝕や歯周病になる者の割合を減少させることを目的に、乳幼児期、学童期に、フッ化物の応用を実施することの重要性についての普及啓発や、全年齢を対象にプロフェッショナルケアの利用の勧奨を実施する。

【　　島根県　　】　8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するための事業

歯科保健推進事業（歯周病予防に関する普及啓発）

対象	県民	（委託する場合）委託先	島根県歯科医師会
目的及び目標	全ての県民が生涯にわたって自ら適切な歯科口腔保健行動を起こすことができるよう、正しい知識の普及啓発等、歯と口腔の健康づくりの取り組みを推進する。 ・8020達成者の増加、6024達成者の増加 ・進行した歯周病を有する者の割合の減少 ・１年に1回以上歯科医院に行って管理している者の割合の増加		

（事業内容概略図）

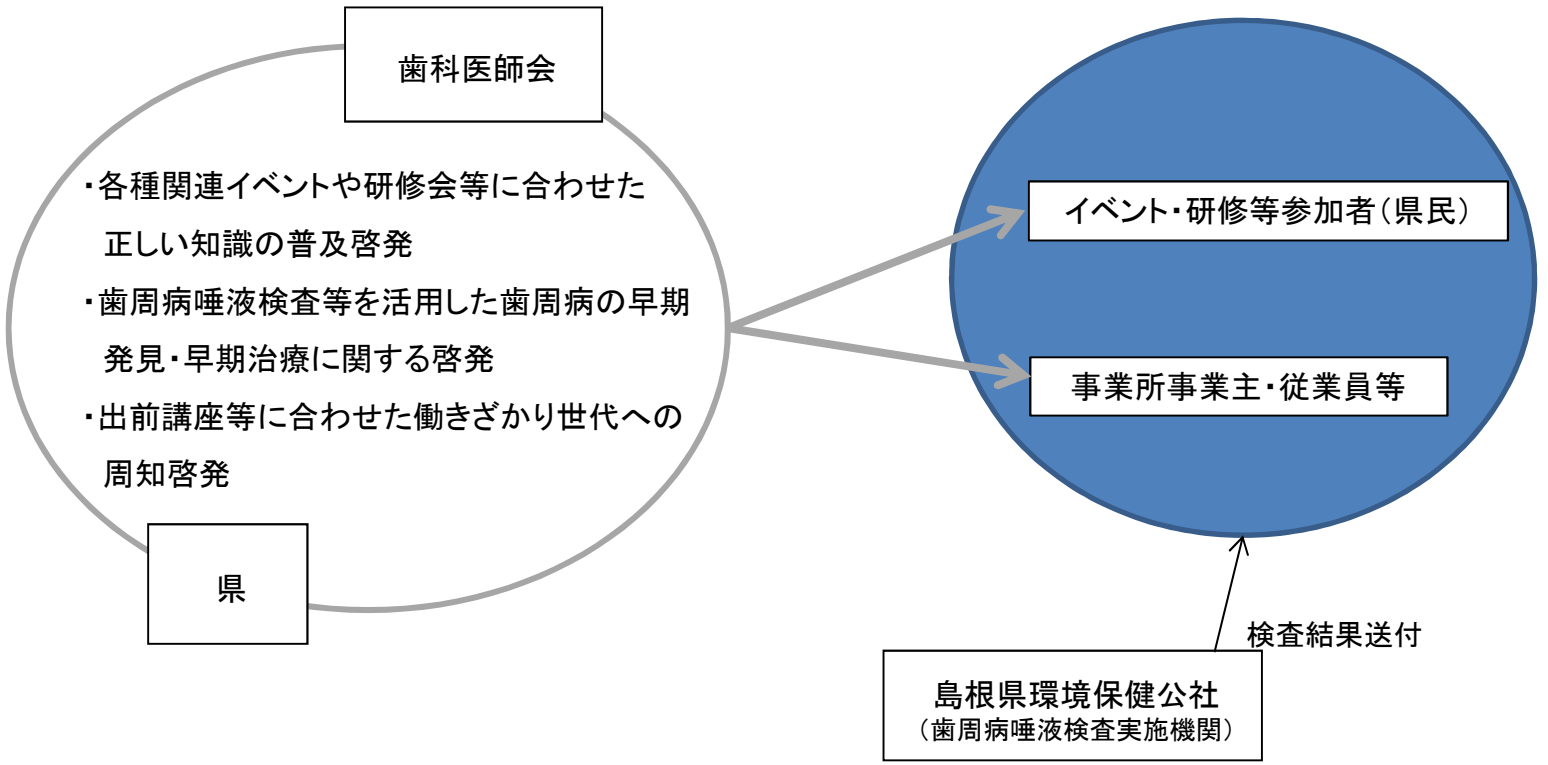

【　　高知市　　】 歯科疾患予防事業（イ．地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）

歯科疾患予防事業（歯周病予防保健指導）

対象	成人	（委託する場合）委託先	－
目的及び目標	歯周病と全身との関係について健康教育や啓発を行い，歯周病予防の必要性を普及するとともに，かかりつけ歯科医を持つことを推進する。 ・40代，50代男性で歯の健康づくりのために歯科受診している人の割合の増加（令和4年度：50%） ・40代女性で歯の健康づくりのために歯科受診している人の割合の増加（令和4年度：55%） ・ゆっくりよくかんで食事する人の割合の増加（令和4年度：45%）		

（事業内容概略図）

①若い世代への保健指導
- ・女性健診（20～39歳）での歯周疾患検診後の個別指導
- ・母子保健事業での指導（離乳食教室，パパママひろば参加保護者対象）

②働き世代への保健指導
- イオンモール高知での特定健診受診者への個別指導　＊R2は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

③広く普及啓発
- ・健康講座（市民対象の出前講座，企業等と連携した健康講座）　＊R2は企業対象健康講座は中止
- ・いきいき健康チャレンジと連携した取組（応援講座での普及啓発，量販店での啓発等）　＊R2は応援講座，量販店での啓発は中止
- ・歯周病予防ちらしの配布（がん検診結果通知等に同封，各事業等で配布）
- ・歯周病検診との連携

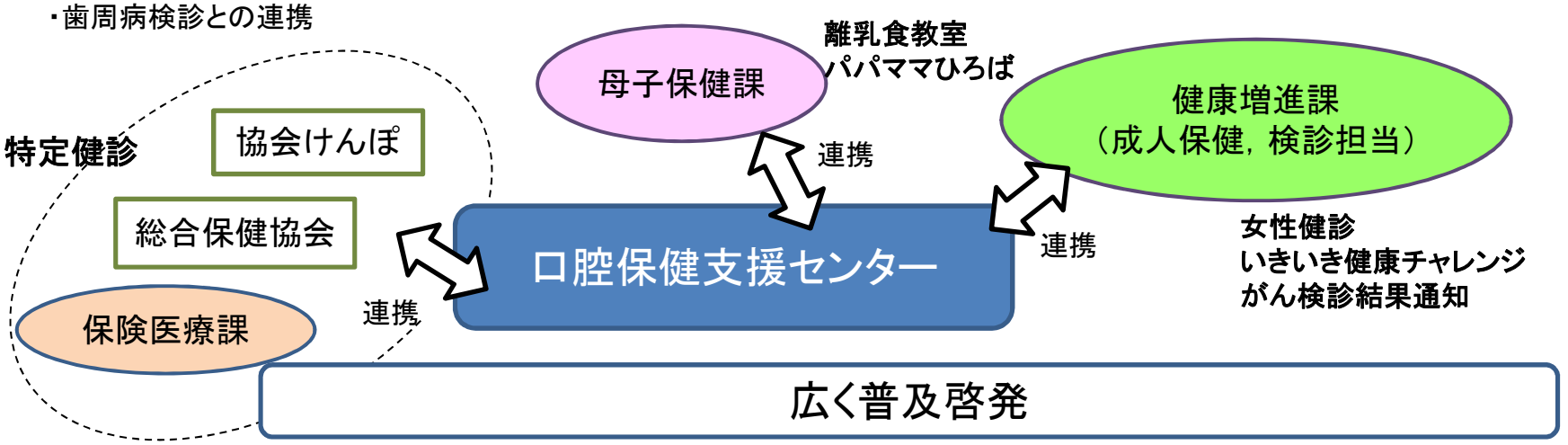

歯科健診（検診）の対象年齢拡大

【　　船橋市　　】　歯科疾患予防事業（イ.地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取り組み）

成人歯科健康診査

対象	20歳・30歳・65歳の市民	（委託する場合）委託先	船橋歯科医師会
目的及び目標	生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防援策として実施する		

（事業内容概略図）

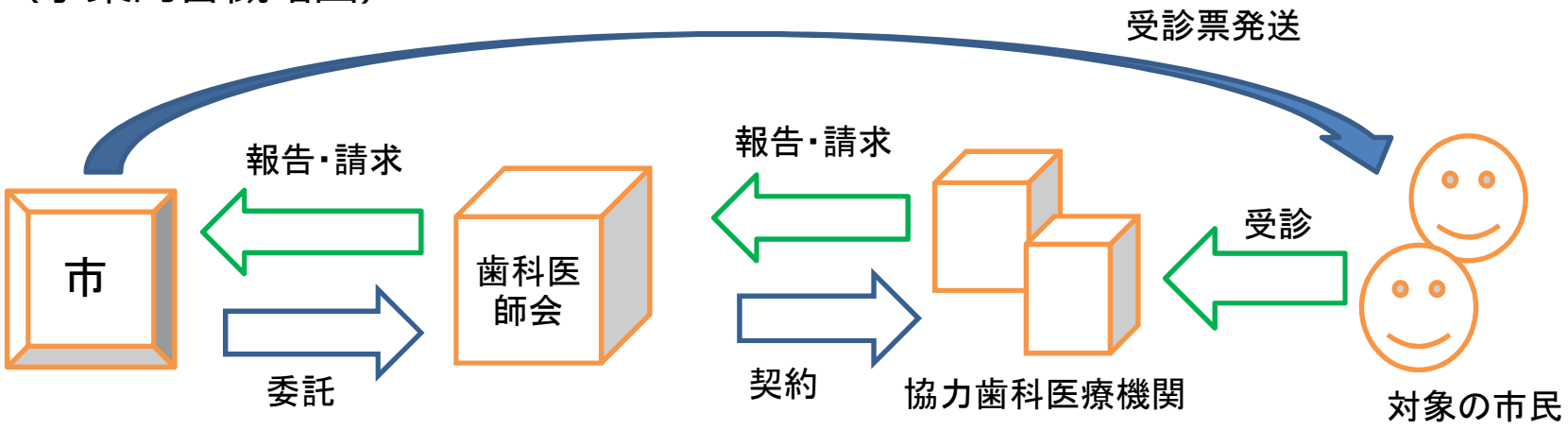

成人歯科健康診査全対象者　　（青字：健康増進事業対象者）

対象年齢	健診内容
20歳　30歳　40歳　50歳　60歳	歯周病検診
65歳　70歳	歯周病検診・口腔機能の診査（注1）

注1：後期高齢者歯科口腔健康診査と同等

【　　美濃加茂市　　】　　事業種類　歯科疾患予防事業

事業名　歯周病検診

対象	20.25.3035.45.55.65.70歳	（委託する場合）委託先	加茂歯科医師会
目的及び目標	歯周病の早期発見と早期治療をするとともに、口腔の健康への意識向上を図る。		

（事業内容概略図）

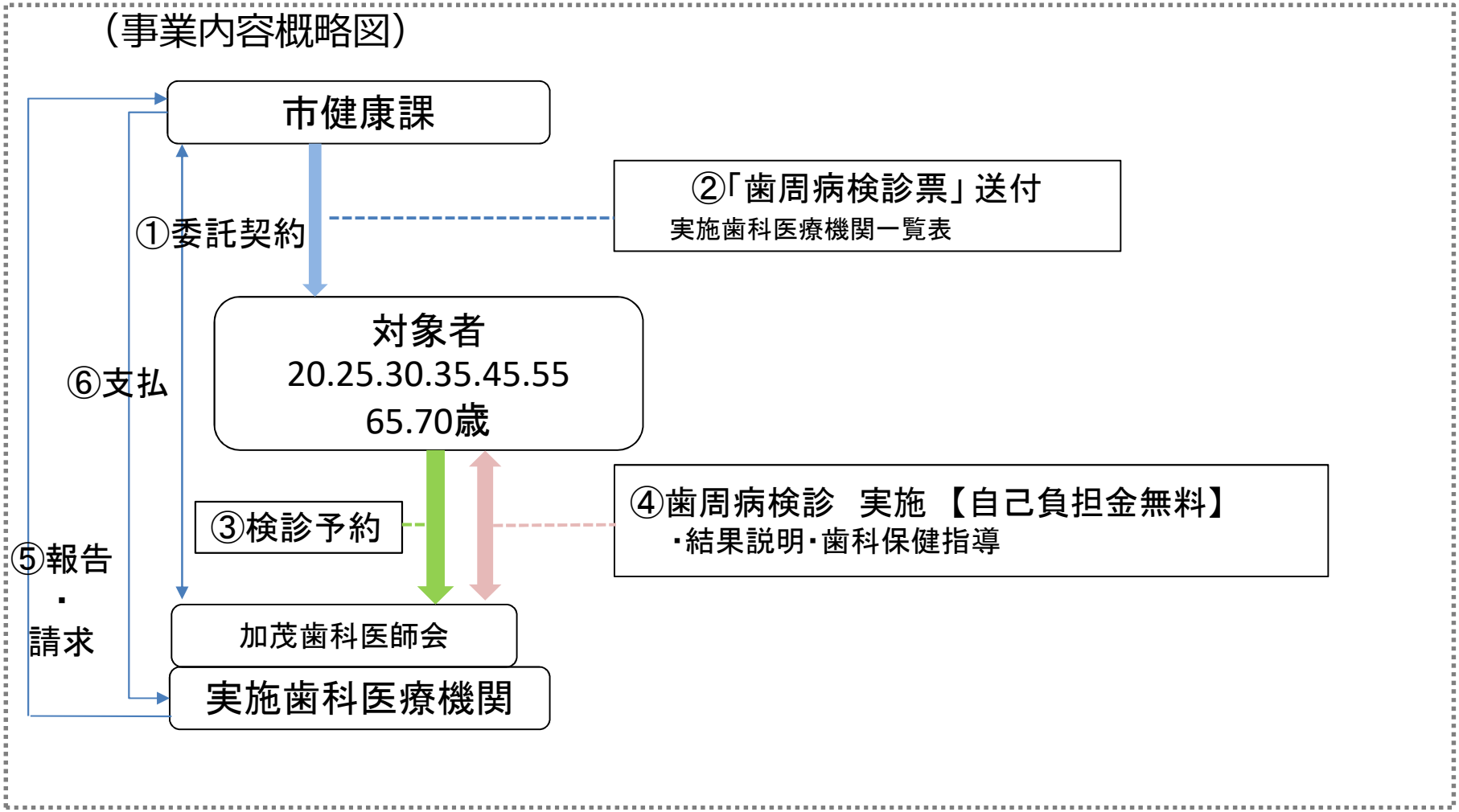

【常滑市】 事業種類（国庫事業名）歯科疾患予防事業（イ.地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患に関する取組み）

事業名（自治体における事業名）　歯科総合健診

対象	30・35・40・45・55・65歳市民	（委託する場合）委託先	地区歯科医師会
目的及び目標	歯科保健事業における歯周病予防対策の一環として、また第2期健康日本21とこなめ計画後期計画に位置付けられる取組みの一つとして、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診受診を推進するための境整備を行う。 ・受診率の増加：各年代20%以上		

（事業内容概略図）

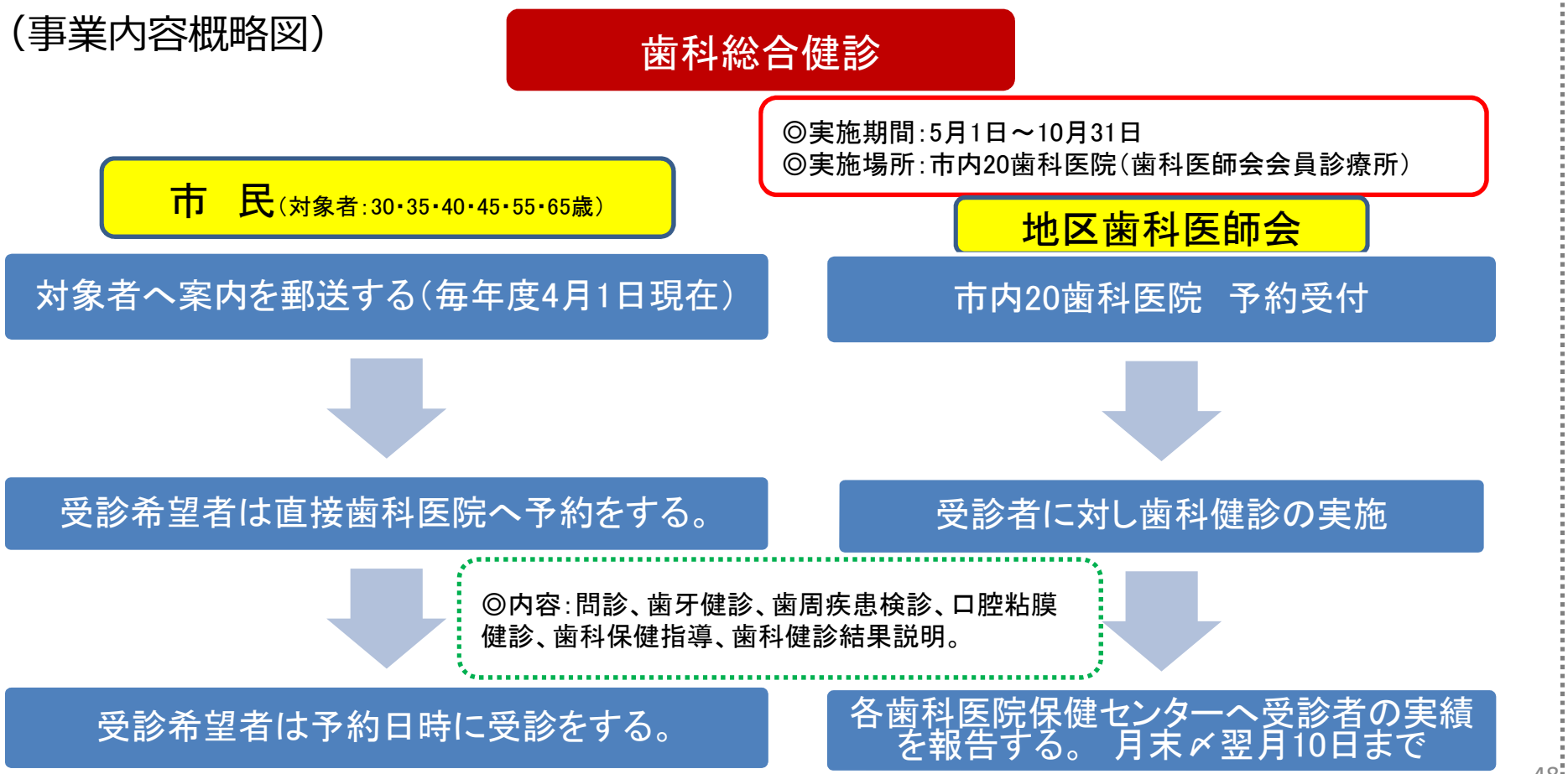

【　　愛知県安城市　　】事業種類　歯科疾患予防事業

事業名　歯周病検診及び歯科保健指導

対象	法定外年齢（20.30.45.55.65歳）の市民	（委託する場合）委託先	一般社団法人安城市歯科医師会 その他市内歯科医院
目的及び目標	検診及び歯科保健指導を受けることで、現在の口腔内の健康状態を知り、異常の早期発見につなげる。定期受診のきっかけづくり。		

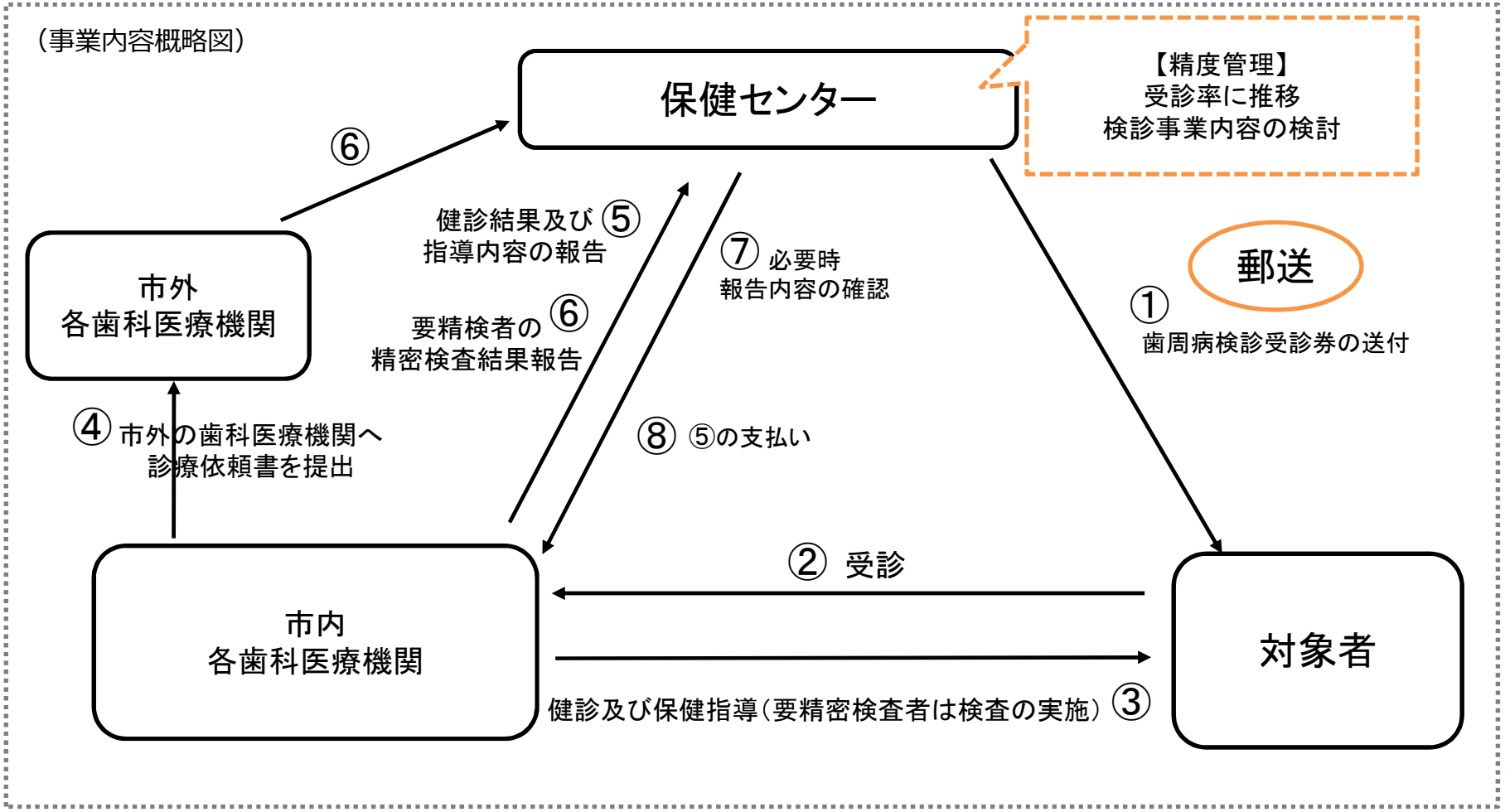

【愛知県知多市】　歯科疾患予防事業（イ．地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）

歯周疾患検診事業

対象	年度内に25、30、35、45、55、65歳になる者	（委託する場合）委託先	知多市歯科医師会（うち、市医委嘱者のみ）
目的及び目標	歯を喪失する大きな原因となっている歯周病の早期発見および早期治療、ならびにう歯や歯周疾患を予防し、市民の健康保持と増進を図ることを目的とする。（令和4年度に歯周病を有する人の割合が20歳代：5%以下、40歳代：16%以下）		

①歯科医師会例会にて委託内容の説明、依頼
内容：対象者通知の発送予定日、検診の流れ、提出書類についてなど

↓

②委託契約

↓

③対象者へ個別通知（健診開始1か月前）
歯周疾患検診お知らせ、リーフレット

↓

④予約
指定歯科医療機関に本人が直接予約

↓

⑤検診実施（８月～２月末日）
個人負担：０円
内容：問診、口腔内診査、健診結果判定、歯科保健指導

↓

⑤の健診結果で要精密検査となった場合は、精密検査を受けるよう促す

↓

⑥検診結果、請求書等書類を市へ提出
内容：実施月の翌月５日までに請求書、受診票、検診票、報告書を提出

↓

⑦委託料支払い（4200円／１人）
市→歯科医院

↓

⑧健診結果、問診集計

↓

⑨要精密検査者の把握（歯科医院）
受診の有無・結果を管理し、年度末までの実績を市に提出

妊産婦の歯科健診（検診）

【　　福井県　　】　　歯科疾患予防･食育推進等口腔機能維持向上事業

事業名　マイナス1歳からのむし歯予防事業

対象	産後一年以内の妊産婦	(委託する場合)委託先	福井県歯科医師会
目的及び目標	妊産婦歯科健診受診率の増加		

取り組みの背景

当県の１歳６か月児、３歳児のむし歯罹患率は、全国平均値とほぼ同レベルだが、６歳以降では全国平均に比べて悪い状況である。より早い段階からむし歯菌への感染を防止するため、妊産婦無料歯科健診を実施し、むし歯になりにくい生活習慣を確立する。

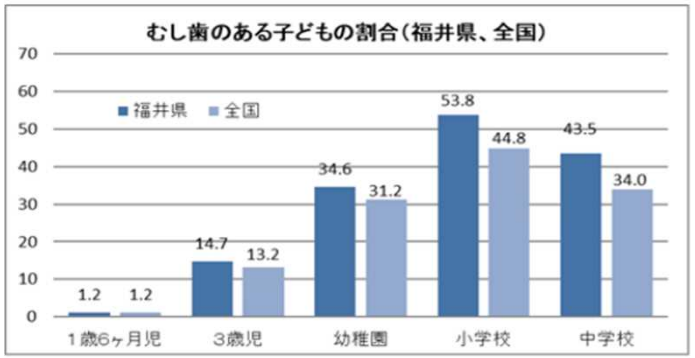

出展：H３０乳幼児歯科健診結果（厚生労働省）、R元学校保健統計調査（文部科学省）

事業概要

○内容：母子手帳交付後から出産後１年以内の方を対象に、県内の協力歯科医療機関で歯科健診および歯科保健指導、次回以降の受診勧奨、乳幼児のむし歯予防に関する保健指導を実施する。

○実施場所：県内の協力歯科医療機関（285医院）

○健診内容：①歯科健診（口腔粘膜健診）および歯周病予防に繋がる歯科保健指導のほか、定期的な歯科健診の重要性を説明
②当事業に関するアンケート調査を実施

○受診方法：①妊産婦が事前に健診を希望する歯科医院に「妊産婦歯科健診の予約です」と申し込む
②妊産婦受診の際に、母子手帳を持参し、受付に提示する

【　福岡県北九州市　】　食育推進等口腔機能維持向上事業
歯科疾患予防事業（妊産婦歯科健診）

対象	妊婦及び産後1年以内の産婦	（委託する場合）委託先	北九州市歯科医師会
目的及び目標	（目的）妊産婦の口腔の健康の保持増進と生涯を通じた歯科保健の向上 （目標）妊産婦歯科健診受診率　30．0%（令和4年度）		

（事業内容概略図）

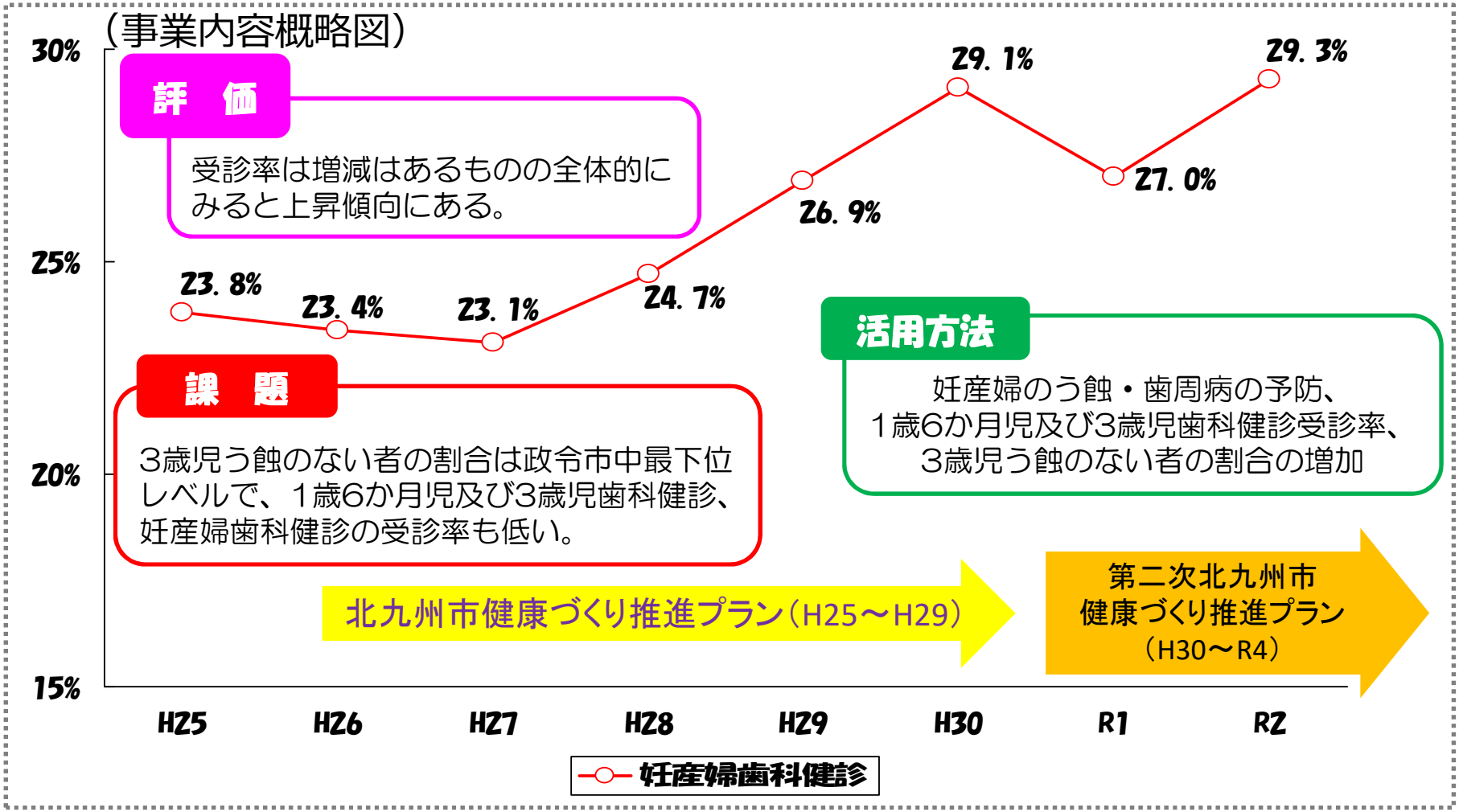

事業所との連携

【石川県】　歯科疾患予防事業（イ.地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）

事業所等における歯周病予防推進事業

対象	企業・事業所等	（委託する場合）委託先	石川県歯科医師会
目的及び目標	①目的：進行した歯周炎を有する者の割合の減少 令和5年度までの目標値：40歳代は52%、50歳代は57%、60歳代は59%以下にする ②目的：未処置歯を有する者の割合の減少 令和5年度までの目標値：40歳は36%以下、60歳は33%以下にする		

事業所等における歯周病予防推進事業

県内の事業所等においてセミナーや出前講座を実施し、働く世代の歯周病予防を推進する。

●**歯周病予防の重要性を啓発するセミナーの開催**
企業の衛生管理担当者等に対して、歯周病予防の重要性を啓発するセミナーを開催し、歯周病予防に対する働く世代の意識向上を図る。

●**歯周病予防出前講座の開催**
事業所等に対して、歯周病予防の出前講座を実施するとともに、市町の歯周病検診の活用を促進し、歯周病予防の重要性を普及啓発する。

歯周病予防出前講座

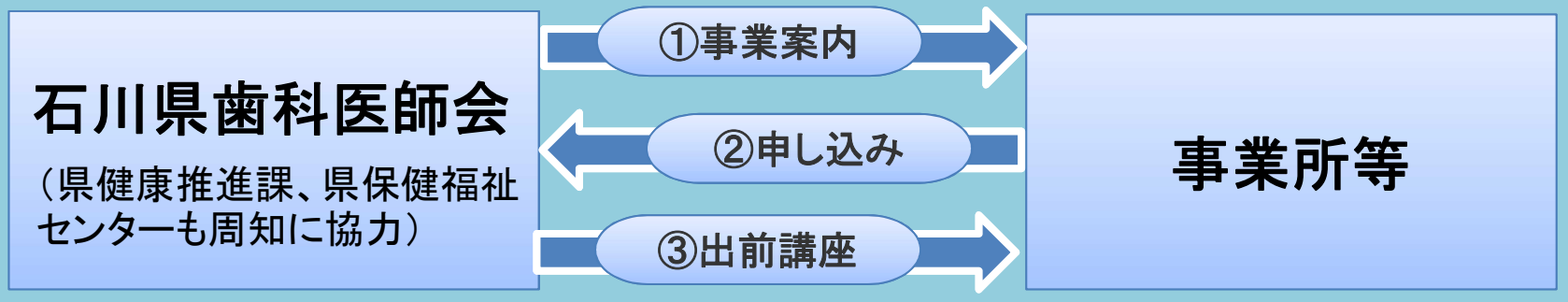

【　愛媛県　】事業種類：歯科疾患予防事業（イ．地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）

事業名：働く世代の歯と口腔の健康づくり事業

対象	企業、団体等	（委託する場合）委託先	
目的及び目標	企業、団体等の職域と連携し、知識の普及啓発や歯科保健指導及び歯科検診の受診勧奨・実施体制整備の支援等、歯と口腔の健康づくりに関する取組みを実施することによって、働く世代における健全な口腔状態を維持する。		

（事業内容概略図）

【富山県】　歯科疾患予防事業(イ.地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組)

成人期からの口腔機能維持向上事業（成人期の歯周病・口腔機能スクリーニング事業）

対象	県民	（委託する場合）委託先	県歯科医師会
目的及び目標	成人・高齢期における進行した歯周炎を有する者は増加しており、特に受診率の低い働く世代からの歯周病予防が必要であるため、中小企業等での歯科口腔保健の取組みを推進することを目的とする。		

概要：歯周病及び口腔機能に係るスクリーニングを実施し、要指導・要精検とされた人に対して歯科保健指導及び歯科医療機関の受診勧奨を行うモデル事業を実施

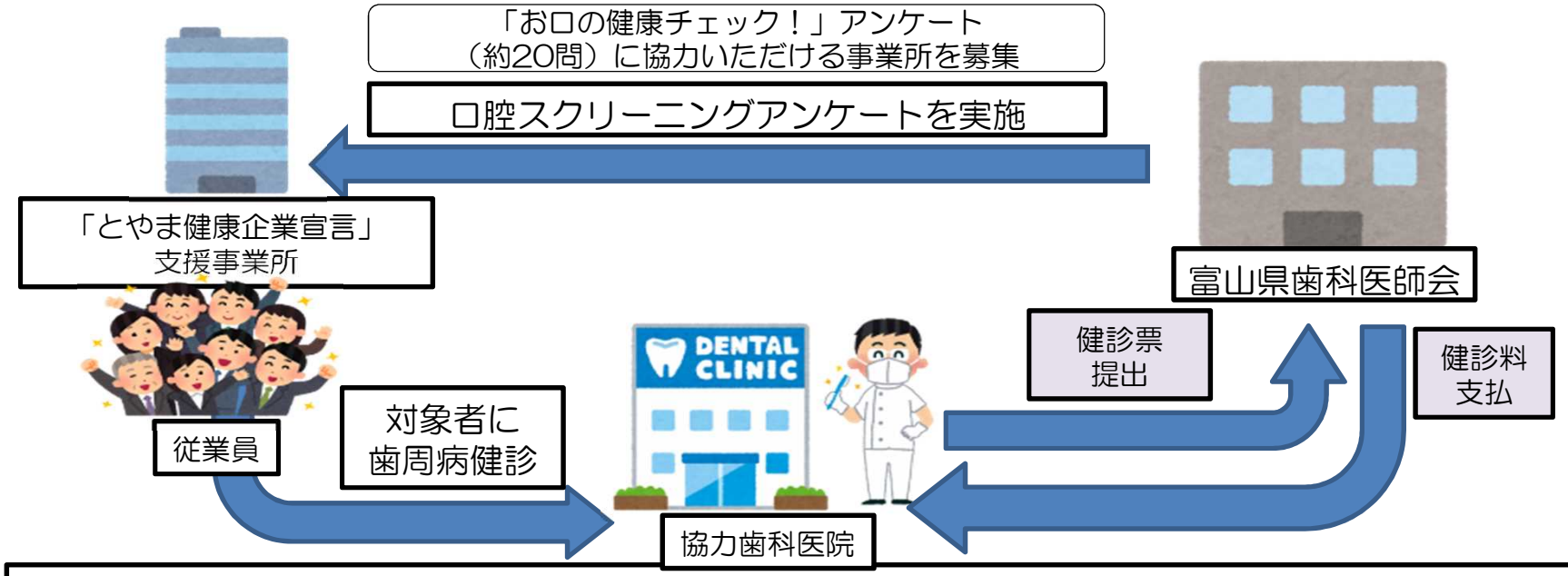

① 「お口の健康チェック！」アンケートを実施
② 事業所の保健担当者に結果報告・歯科保健指導
③ 一定の基準を満たすアンケート回答者に対して歯周病健診（近隣の協力歯科医院への個別健診）の受診勧奨を事業所の保健担当者を経由して行う（健診票を作成提供）
④ 協力歯科医院から健診票の回収、評価

【　　山形県　　】　8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するための事業

成人歯科保健対策推進事業(※)、歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発事業、歯科保健に関する研修事業、障がい者歯科保健研修会の開催(※)

対象	一般県民、事業所の従業員、歯科専門職、保健師等	(委託する場合)委託先	(※のみ)山形県歯科医師会
目的及び目標	8020達成者の割合の増加(令和4年度に55%以上)、60歳代における咀嚼良好者の割合の増加(令和4年度に80%以上)、むし歯のない3歳児の割合の増加(令和4年度に90%以上)、12歳児の一人平均むし歯本数の減少(令和4年度に0.5本以下)、過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加(18歳以上)(令和4年度に65%以上)、かかりつけ歯科医を持つ者の割合の増加(20歳以上)(令和4年度に80%以上)		
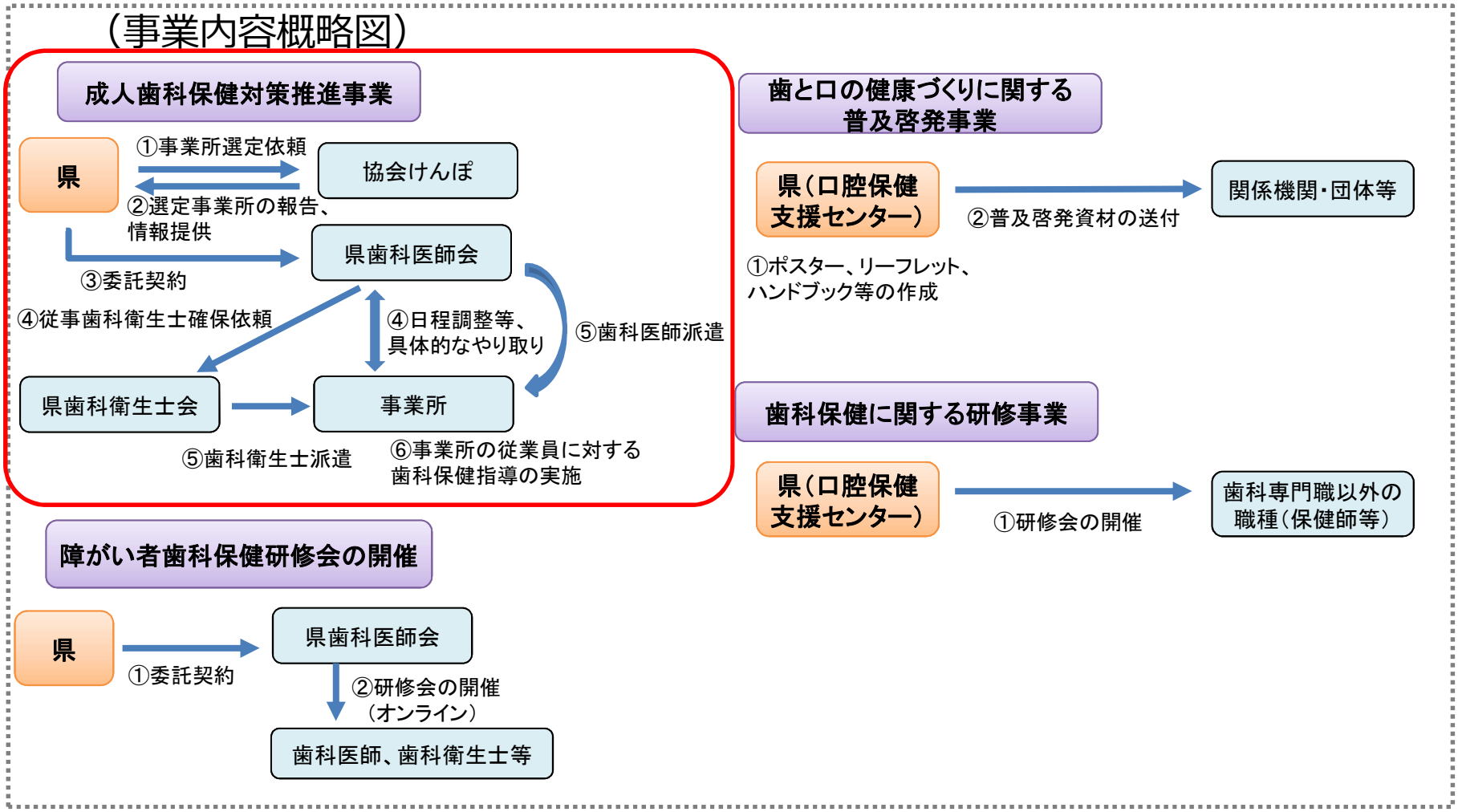
(事業内容概略図)